

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B0002-3	製図—ねじ及びねじ部品—第3部:簡略図示方法	Technical drawings — threaded parts — Part 3: Simplified representation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS B 0002-2に規定するねじインサートを除くねじ部品の簡略図示方法について規定したもので、1998年にISO 6410-3:1993を基に制定された。これまで簡略図示方法として適用していた雌ねじ部及び下穴の有効深さの指示は、“×”の記号に続けてその寸法値を描く形式を取っていた。しかし、その後制定・改正されている他のISO規格(対応するJIS)では、一般的に穴深さについては特定の穴深さ記号を描くようになっている。ねじ部について、“×”の前・後にはそれぞれねじ部個数及びねじピッチが指示され、“×”の記号が多くなりすぎて、図面の読み手に誤解を招く可能性が高い状態であった。現在では、一般的に各種穴の深さについては、特定の穴深さ記号を指示することが主流になっているため、規定内容が市場の現状と乖離している。そのため、対応するISO 6410-3ではこれら指示方法を取り込み、2021年に改訂された。このような状況から、この規格は、ねじ部の有効長さ及び下穴の有効深さの指示規定について対応国際規格と整合させ、読み手の誤解が生じない最新の指示方法を取り込んだ内容に改正するJISに改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することによって、ねじ部に対する指示内容の誤解を防止でき、図面の描き手と読み手との間の不要なやりとりをなくすことにつながる。その結果、不合格となる製品の開発・製造も減少させる。また、これらを総合すると、市場の混乱を防げるだけでなく、図面指示内容の正しい解釈が定着することにより、さらに日本人の描く図面の世界市場への拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・簡略図(図1～図4)において、ねじ部の有効深さ及び下穴の有効深さを示す穴深さ記号を、“×”の代わりに指示する。 ・図3において、不適切な投影図を修正する。	ISO 6410-3	IDT	第2条の該当号: 2(製図方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	01.100.20; 21.040.01	3	
JSA	01 基本	改正	B0051	製図—部品のエッジ—用語及び指示方法	Technical product documentation — Edges of undefined shape — Indication and dimensioning	【制定・改正する理由(必要性)】 本JISは、機械加工部品などのエッジの状態についての用語を定義し、図面に指定されていない形状のエッジの状態の指示方法について規定するもので、2004年にISO 13715を基に制定された。加工によってできる部品の角又は隅に形成されるエッジの部分(ばり・アンダーカット・パッシング)は、特に指示がない限り、それらが形体の寸法公差内にあれば、除去されない場合が多い。一方、意図的にそれらを除去する指示をする場合もある。現行JIS(2004年版)では、前者の場合を扱い、形状を定義しないエッジと称している。他の規格で規定されている“全周記号”が適用されていないことから生じる指示の困難さ、およびエッジの異なる方向における非対称な指示が規定されていない不便さが、規格使用者からの質問や日本ベアリング工業会からの指摘などから問題点として挙げられていた。 対応国際規格が2017年に改訂されこれらの課題に対応されたことを受け、対応国際規格と整合させ、本JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することによって、形状を提示しないエッジの寸法に対する指示内容の誤解を防止できるとともに、世界共通の認識(言葉)として、図面に表現することが可能となり、図面情報の伝達の効率化及び正確化を図ることが期待できる。このことにより、ものづくりのコストの低減、市場の混乱防止だけでなく、図面指示内容の正しい解釈が定着することにより、さらに我が国の描く図面の世界市場への拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・ばり・アンダーカット・パッシングの図を、“用語及び定義”から、具体的に規定する“図示記号の指示位置”移動する。 ・エッジの状態の代わりに、エッジの寸法を導入する。 ・新たに、非対称な指示を導入する。 ・個別指示と一括指示とを分けて規定する。また、全周記号の指示例を紹介する。 ・従来の指示例は、附属書B(参考)へ移動する。また、指示例を増やして、読者に分かりやすい図とする。	ISO 13715	IDT	第2条の該当号: 2(製図方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	01.040.01; 01.100.20	3	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B0127	火力発電用語—火力発電及び地熱発電を含む再生可能エネルギー発電の蒸気タービン及び附属装置	Glossary of terms for power plants— Steam turbines and auxiliary equipment for thermal and renewable energy including geothermal power plants  (旧: Glossary of terms for thermal power plant— Steam turbines and auxiliary equipment of thermal and geothermal power plant)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、火力発電で用いられる蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備の用語について規定している。蒸気タービンは、脱炭素社会において地熱発電を始めバイオマス発電、太陽熱発電、水素又はアンモニアを燃料とするゼロエミッション火力発電などで不可欠とされる機器である。従来はアナログ部品が多く使われていたが、現在はデジタル部品が主流になっているとともに、新材料によって、従来よりも高温高压の蒸気を扱える蒸気タービンが開発されている。また、再生可能エネルギー主力電源時代に対応した高速起動・負荷追従性の高い蒸気タービン、さらには、高効率化した改良型タービンなどの技術開発についても進められている状況である。加えて、これまで主流であった汽力発電から、ガスタービンと組み合わせたコンバインドサイクル発電が主流になっているなどの技術進歩に対応して、JIS B 8101(蒸気タービンの一般仕様)(対応国際規格は、IEC 60045-1)が2021年に改正されている。以上のような状況から、この規格を近年の技術進歩及び社会環境の変化に即した規定内容とするために、改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状の技術及び社会環境に即した規格とすることができ、蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備の商取引等で共通の理解を促進することが期待できる。さらに、関連するJIS及び国際規格との整合によって、貿易拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) JIS B 8101(蒸気タービンの一般仕様)の2021年改正に伴う用語を、この規格へ反映する。 b) 近年の技術進歩及び社会環境の変化に即した用語を追加する。 — 近年、発電関係者で使用されるようになった用語及び今後使用が広まることが想定される用語を火力発電以外についても、適用範囲の見直しも含めて検討する。 — 関連する他の用語規格(JIS B 0126、JIS B 0130、JIS B 8040など)との用語重複及び定義内容に矛盾がないか確認する。			無	第2条の該当号: 第5号(用語)  対象事項: 蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野	—	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2021年10月	01.040.27; 27.040	4
JSA	01 基本	改正	B0661	製品の幾何特性仕様(GPS)—マトリックスモデル	Geometrical product specifications (GPS)— Matrix model	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、「製品の幾何特性仕様(GPS)」規格体系の概要及び構造を規定し、表の形で提供するものであり、全てのGPS規格群は、この規格に規定されたマトリックスモデル(表)を附属書にもち、GPS規格の位置づけを明示するよう整理されている。 GPSに関する多くのJISでは、「surface imperfection」と「surface defect」のいずれにも、「表面欠陥」を日本語訳として適用している。この「表面欠陥」を日本語訳として適用すると、「surface imperfection」と「surface defect」が並記されている国際規格の日本語文章の意味が不明となる。また、「欠陥」は製造物責任法(PL法)において「当然有すべき安全性を欠いていること」とされており、リコールの対象となるものであるため、非常にネガティブな印象を与える語句となっている。一方、Surface imperfectionは機能と関係するかどうかを問わないものであり、この観点から「表面欠陥」という呼び方は避ける必要がある。そのため、「surface imperfection」と「surface defect」の定義を確認し、それぞれの用語に適切な日本語訳を適用することが必要との問題提起がなされ、ISO/TC213国内委員会で用語の調査及び定義の整理、議論を行った結果、「surface imperfection」を「表面不整」、「surface defect」を「表面欠陥」と整理することで合意された。こうしたことから、幾何特性として特定されている区分のうち、対応国際規格での「surface imperfection」に対応して「表面欠陥」と規定している用語を、「表面不整」と改めるための改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、対応国際規格との整合がより明確になるとともに、最近の技術の実態に即した幾何特性の区分となるため、相互理解の促進、効率的な産業活動の推進などにより一層寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 GPS規格体系で特定されている幾何特性のうち、対応国際規格 ISO 14638:2015での「surface imperfection」に対応して規定している「表面欠陥」を、「表面不整」に改める。	ISO 14638:2015	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法、製図方法)  対象事項: 鋳工業品	法律の目的に適合している。	利点: ウ  欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年10月	17.040.40	3	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B0680	製品の幾何特性仕様(GPS)―製品の幾何特性仕様及び検証に用いる標準温度	Geometrical Product Specifications (GPS) ― Standard reference temperature for geometrical product specification and verification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品の規格特性使用及び検証に用いる標準温度について規定するもので、2007年にISO 1:2002を基に制定された。ISO 1は、温度目盛はITS-90であることが前提であった。SI単位の熱力学温度の単位の定義が変更されたのに伴い、ISO 1が2016年に改訂され、標準温度がどの温度目盛によるものかが明確になった。我が国としても、この規格において温度目盛りに使用する標準温度目盛を明確にし、国際規格に整合したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、標準温度がどの温度目盛を使うのが明確になり、国内外での互換性に資することが期待できる。	簡条3. 用語の定義において、standard reference temperature に加えて、reference temperatureを追加する。 簡条4において、standard reference temperatureがITS-90によることを明記する。		ISO 1	IDT	第2条の該当号: 5(単位)  対象事項: 鋳工業品の技術(製品の幾何特性仕様及び検証)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	―	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	17.040.01	3
JSA	02 計測計量	改正	B7922	電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計	Electronic wet-bulb globe temperature (WBGT) index meter	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、広く普及しているJIS B7922「電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計」について規定した規格である。本来のWBGTはJIS Z8504「熱環境の人間工学―WBGT(湿球黒球温度)指数を用いた熱ストレス評価」に規定された、自然湿球を用いた測定法により算出されるものであるが、扱いの煩雑さや測定器が高価であることから、湿度センサを用いた電子式の測定器が主流となっており、精度を担保するために規格化が求められていた。現規格の制定により、従来より問題となっていた黒球を持たない測定器が屋外環境にて用いられることの問題点の周知や、JIS B7922に準拠した電子式WBGT指数計が作業現場にて普及してきた等、一定の効果が認められた。その一方で、JIS Z8504に規定されている方法とは異なる測定方法を採用していることにより必要である湿球温度の推定におけるアルゴリズムの差異に基づくと思われる精度上の問題を有する測定器の存在や、試験方法における高温度(高湿度)、中温度(中湿度)、低湿度(低湿度)の3点を明確に決めていないことに起因すると思われる問題が明らかとなった。このため、湿球温度の補正の必要性について本文中に明記するとともに簡易推定方法を附属書にて示すこと、試験方法における3点の取り方を本文中で規定するなどの方法により測定器の精度を向上させ、製品としての信頼性を担保するための改正が必要である。	【期待効果】 この改正により、熱中症対策用として広く普及している電子式WBGT指数計の精度を向上させることが可能となる。WBGTによる暑熱環境の評価は熱中症対策の根幹を担うものであり、正確なWBGTが測定できることが大前提であることから、WBGT指数計の精度向上は熱中症防止対策に寄与することが期待される。	(改正の場合) 主な改正点は、次のとおり。  ・性能試験において、相対湿度の試験条件を30%~90%の範囲の低湿度、中湿度及び高温度の3点、気温および黒球温度の試験状態を20℃~50℃の範囲の低湿度、中湿度及び高温度の3点としている規定を、例えば「30~40%の範囲の低湿度、50~60%の中湿度、70~90%の範囲の高湿度」、「20~25℃の範囲の低湿度、30~35℃の範囲の中湿度、40~50℃の範囲の高湿度」のように厳格化する。  ・JIS Z8504にて規定されている自然湿球は、日射のある条件下では日射により値が上昇することが知られているが、電子式WBGT指数計にて湿球温度の算出に用いられている湿度センサではこのような現象は生じないことから、日射のある条件下で湿球温度が低く測定され、結果としてWBGTの測定値が本来のWBGTよりも低くなる現象が生じている。これを改善するために、湿球温度を算出す際に日射の影響を加味する必要性について本文中に明記した上で、簡易換算式の例を附属書に示す。  ・現行規格では使用するセンサの精度だけを規定して実際の測定器の精度試験を規定しないため、実環境または人工環境下で実際の測定器の性能評価を行うように改める。		無	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、構造、性能)  対象事項: 電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ  欠点: いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要分野	―	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2022年1月	17.200.20	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法	Methods for Model Tests of Hydraulic Turbine and Reversible Pump-turbine	この規格は、単段の実物水車及び実物ポンプ水車に対応した模型水車及び模型ポンプ水車の効率試験並びにキャビテーション試験方法について規定したものである。前回改正から30年以上が経過し、近年の市場及び技術進歩を踏まえて、対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などが改訂されたことにより、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの乖離が生じている。 こうしたことから、国際規格等との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、より実効的かつ効率的な設計開発・製造などに資するため、日本機械学会基準を反映した水車性能換算法に見直すなどJISの改正が必要である。	この改正によって、国際規格等との整合が図られるとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態が反映された試験結果が得られることから、製品の開発・製造が容易となり、かつ、取引の円滑化による市場の拡大などが期待できる。	対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などの改訂に伴い、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの整合を図るため、以下のとおり改正する。 ・模型:幾何学的な相似範囲に、運動学的な相似と力学的相似を加え、定義を明確に規定する。 また、模型寸法の許容差については、相似性と均一性の両方を追加する。 ・効率試験方法:試験誤差について、効率計算、流量、比エネルギー、トルク、回転速度及び水密度の測定/計算における不確かさの各々の系統誤差及び偶然誤差を総合して、全不確かさとして追加する。 ・性能換算法:実物水車の表面粗さの影響を考慮していないため標準的な表面粗さを考慮した換算式を追加する。 ・補正性能データ:スラスト、制御部品の水力荷重などの試験項目を追加する。 ・試験用水:測定精度及びキャビテーション試験結果に影響を及ぼす因子を具体的に規定する。	IEC 60193:2019 Hydraulic turbines, storage pumps and pump-turbines – Model acceptance tests	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 水車及びポンプ水車(水力発電設備)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電気学会のWG	2020年8月			4
JSA	07 情報	改正	B9527	情報技術—事務機器—プリンタの仕様書様式—第2部:クラス3及びクラス4プリンタ(ページプリンタ)	Information technology—Office equipment—Minimum information to be included in specification sheets—Printers—	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、異なった機種間のページプリンタ特性を比較できるように、仕様書に記載する最小限の情報について規定することを目的として作成したものである。この規格の基として対応国際規格ISO/IEC 11160-2は、2021年に改訂され、最新のプリンタ仕様書に記載する情報及び試験方法を盛り込んでいることから、この規格を最新の国際規格に整合させて、消費者に適切な情報を提供するべく改正が必要である。 また、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の改正(平成25年2月20日政令第36号)で、特定機器に、(複写機にくわえ、)複合機、プリンターが追加されたことを受けた、プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省告示第37号、平成31年3月29日経済産業省告示第68号)に定められた表示事項を追記する。	【期待効果】 この改正によって、規定として最新の技術発展への対応を図れるとともに、使用者により適切な情報の提供が可能となって製品仕様の比較がより容易になる。さらに、製造業者間の適正なる競争を促進する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。  表1(仕様書に記載する情報)に関し、対応国際規格ISO/IEC 11160-2にあわせ、2項性能の項目に、「2.2 リカバリータイム」を項目追加し、「2.1 ウォームアップタイム」、「2.3 ファーストプリントアウトタイム(FPOT)」とともに、ISO/IEC 17629を参照するよう修正する。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正にともない、項目9(電源)に「9.7 エネルギー消費効率」を追加する。  附属書D(参考)仕様書記入例にも上記の追加項目を反映させる。	ISO/IEC 11160-2:2021	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、品質、性能)  対象事項: プリンタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2022年4月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C0511-2	機能安全—プロセス産業分野の安全計装システム—第2部、JIS C 0511-1:2019の適用指針	Functional safety—Safety instrumented systems for the process industry sector — Part 2: Guidelines for the application of JIS C 0511-1:2019	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プロセス産業分野においてソフトウェアによって安全を担保する機能安全に関するフレームワーク、システムなどの規格群の一つであって、プロセス産業分野の安全計装システムの機能安全に関する要求事項を規定しているJIS C 0511-1(対応国際規格は、IEC 61511-1)に対するアセスメント手法を提供している規格で、IEC 61511-2を基に2008年に制定された。対応国際規格IEC 61511-2は、IEC 61511-1の機能安全に関する事項の詳細化、サイバー攻撃リスクに対するアセスメントの追加などの2016年改訂内容に対応した適用指針の変更、エンジニアリング業務に関する各種適用事例の追加などを行って同年に第2.0版として発行された。JISにおいても、国際規格と整合させ最新の技術レベルを反映するとともに、市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、JIS C 0511-1で規定するプロセス産業分野の安全計装システムの機能安全に関する要求事項への理解が深まり、プロセス制御分野における機能安全のレベルが向上するとともに、国際規格との整合化を図ることで、貿易の障壁が解消されることが期待できる。	【主な改正点】 主な改正点は、次のとおり。 a) 適用範囲、引用規格、並びに用語の略号及び定義の各箇条を除き、全て附属書での記載とする。 b) JIS C 0511-1の安全計装システムのシステム・ハードウェア・ソフトウェアの要求事項を理解する上で不可欠の情報を、次のように附属書で規定する。ただし、この規格は、“指針”であるため、全て参考の附属書とする。 ・附属書Aにおいて、JIS C0511-1:2019の要求事項に対応した適用指針へ変更する ・附属書Bとして、ファンクションブロックを使用したアプリケーションプログラム作成事例を追加する。 ・附属書Cとして、非プログラマブル技術からプログラマブル電子技術への転換における検討事項を追加する。 ・附属書Dとして、配管計装図からアプリケーションプログラムを作成する方法の事例を追加する。 ・附属書Eとして、アプリケーションプログラミングの方法及びツール群を追加する。 ・附属書Fとして、ラダー言語を使用してアプリケーションプログラム開発する場合において安全ライフサイクルを説明するプロジェクト事例を追加する。 ・附属書Gとして、アプリケーションプログラム規定作成の手引きを追加する。		IEC 61511-2:2016	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法、使用方法)  対象事項: プロセス産業分野の安全計装システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年10月	13.110.25.040.01	4
JSA	05 電気	改正	C1610	熱電対用補償導線	Extension and compensating cables for thermocouples	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、熱電対用補償導線について規定しており、2012年に対応国際規格のIEC 60584-3のED2との整合を図り改正されたものである。対応国際規格のED3では、種類及び記号の追加、許容差の変更などが行われ、現行JIS C 1610との差異が発生しており、使用者に不都合が生じることとなった。このため、対応国際規格の変更に対応したJISの対応とするため、追補として改正する必要がある。	【期待効果】 改正を行うことによって、使用者の選択肢を増やすことが可能となる。本質安全防爆に関する補償導線の被覆の色を整合させ、使用者の安全に寄与することができる。	(改正の場合) 主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び記号(箇条4)表1(種類及び記号)の種類にCを追加する。 ・許容差(箇条5) クラス1及びクラス2を変更。補償接点温度及び測温接点の温度を変更。記号CCを追加する。 ・電気抵抗(7.2) 記号CCを追加する。 ・絶縁抵抗(7.3) 補償導線の保管状態を追加する。 ・種類の色別(8.6.1) 本質安全防爆の色及びE熱電対の色を変更する。C熱電対を追加する。		IEC 60584-3:2021	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、性能及び構造)  対象事項: 熱電対用補償導線	法律の目的に適合している。	利点: ア、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2022年4月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C1612	放射温度計の性能試験方法	Test Methods Radiation Thermometers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、標的の放射輝度を測定し、温度に換算して表示する放射温度計の性能の表し方及び試験方法について規定したものである。しかし、2000年に改正された後21年が経過し、その間に技術の進歩や市場に流通している製品との不整合が生じており、製造者独自の方法で試験されているため、試験方法の見直しが求められている。 なお、IECでは、放射温度計の標準化活動が行われており、放射温度計の技術データに関しては、IEC/TS 62492-1及びIEC/TS62492-2が発行されており、技術データ取得のための試験方法が参考になるため、これを参照してJISを改正する。	【期待効果】 この規格を改正することによって、統一的な放射温度計の性能試験を実現することができ、使用者の利便性の向上につながる。また、IEC/TS 62492-1及びIEC/TS 62492-2を参照することによって、これらのTS文書のIS化の提案につながる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(箇条1) 現行JISに工業用の放射温度計であることを追加、単色放射温度計、部分放射温度計に絞り込む。 ・用語及び定義(箇条3) 適用範囲に合わせて削除及び追加を行なう。 ・試験(箇条5) IEC/TSの項目を追加する。 ・表示(箇条6) 試験方法の規格とするため削除する。 ・附属書1、附属書2及び附属書3を削除する。 ・附属書(不確かさ)を追加する。			無	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 放射温度計	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ  欠点: いずれも該当しない。	4. 近年の技術進歩や市場に流通している製品に対応した試験規定とすることにより、生産者及び使用者の利便性の向上が図られる		一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2022年4月			2
JSA	05 電気	改正	C2330	コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	Biaxially oriented polypropylene (PP) films for capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コンデンサの誘導体として用いる表面平滑又は粗面フィルム及び両者をコロナ処理した二軸延伸ポリプロピレンフィルムについて規定したものである。 近年、電気自動車及びハイブリッド自動車(以下、xEVという。)が急速に普及しており、電動機制御用のコンデンサフィルムとして、この規格のフィルムが用いられていることから、フィルムの生産量も飛躍的に増えている。また、欧州(EU)では、2035年にゼロエミッション車のみの販売とする規制を発表し、各自動車メーカーが規制に合わせた開発・販売方針を掲げるなど、今後は世界的にフィルム需要が伸びることが想定されている。更に、フィルムを薄くすることによって、コンデンサの小型化及び電気容量増大が図られることから、xEV用コンデンサは自動車メーカーの要求によりフィルムの薄膜化が進んでいる。こうした状況において、現行JISでのフィルム厚さの最小値は2.5 μmと規定されているものの、現在は2.3 μmが主流となっており、市場の実態に即した対応が必要となっている。 また、この規格において、フィルムの品質・性能の試験方法として引用されているJIS C 2151(電気用プラスチックフィルム試験方法)が、2019年に、我が国の固有技術を反映することで改訂された対応国際規格との整合を図るため改正され、更に、2021年には、この規格の対応国際規格であるIEC60674-3-1も試験方法を実態に合わせるため改訂されており、これらを踏まえた見直しも必要となっているため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、xEV用コンデンサの小型化・高出力化に向けたフィルムのパラメーターを標準化することができ、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。また、国際規格と整合を図ることによって、自動車分野での市場拡大と共に、他の電気用品への製品展開と市場拡大も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1) フィルムの種類において、市場要求と技術的進歩を反映するため、3種の推奨する厚さに 2.0μm及び2.3μmを追加する。 2) 2種のスペースファクター推奨値を“(10±3)%”から“(10±5)%”に改める。 3) 試験方法において引用しているJIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正を踏まえ、マイクロメータ法厚さとスペースファクター試験法は個別に規定していたが、JIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正によりこれらの試験法が追加されたため、JIS C 2151を引用する。		IEC 60674-3-1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能)  対象事項: コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2022年7月			1

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3605	600V ポリエチレンケーブル	600 V Polyethylene insulated cables	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、600V以下の回路に用いるポリエチレン又は架橋ポリエチレンで絶縁し、塩化ビニルを主体としたコンパウンド、ポリエチレン又はポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドでシースを施したポリエチレンケーブルについて規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっている。また、ケーブルの種類として、単心及びシース一括形の多心ケーブルが規定されているが、最近では、単心より合わせタイプのもものが主流となっていることから、市場の実態に合わせる必要がある。こうしたことから、発煙濃度試験に使用する装置の校正方法の見直し、最近の我が国の技術・市場の実態に即して、主流となっている製品の追加など、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>a) 種類及び記号において、最近の市場を反映するため、単心より合わせタイプ(CVD、CVT及びCVQ)を追加する。</p> <p>b) 材料、構造及び加工方法において、最近の技術・市場の実態を反映するため、単心より合わせタイプ(CVD、CVT及びCVQ)に関する要求事項を追加する。</p> <p>c) 発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。</p>				<p>第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法)</p> <p>対象事項: 600Vポリエチレンケーブル</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、オ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		<p>2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合</p>	<p>一般社団法人日本電線工業会のWG</p>	2021年4月	29.060.20	5
JSA	05 電気	改正	C3665-1-1	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験-第1-1部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験-装置	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions-Part 1-1: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable-Apparatus	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の装置について規定するものである。2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-1のAmd.1が発行され、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験に用いる金属製試験箱の条件が明確にされたため、改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験に用いる金属製試験箱の条件を明確にする。</p>	IEC 60332-1-1:2004 +AMD1:2015	IDT	<p>第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法)</p> <p>対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、ウ、オ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		<p>国際規格をJIS化するもの</p>	<p>一般社団法人日本電線工業会のWG</p>	2022年7月		2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3665-1-2	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-2部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—1 kW混合ガス炎による方法	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions—Part 1-2: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable—Procedure for 1 kW pre-mixed flame	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の1 kW混合ガス炎による方法について規定するものである。 2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-2のAmd.1が発行され、試験片の外径を測定する位置及び測定方法の明確化、試験片を保持する方法の明確化などについて改訂されたため、実情に合わせた試験方法に改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験片の外径を測定する位置及び測定方法を明確にする。 b) 試験中に試験片が大きく動いて結果が無効になる場合、試験片を保持する方法を規定する。		IEC 60332-1-2:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月		2
JSA	05 電気	改正	C3665-1-3	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-3部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—燃焼落下物(粒子)の測定方法	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions—Part 1-3: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable—Procedure for determination of flaming droplets/particles	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の燃焼落下物(粒子)の測定方法について規定するものである。 2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-3のAmd.1が発行され、試験片の外径を測定する位置及び測定方法の明確化、試験片を保持する方法の明確化などについて改訂されたため、実情に合わせた試験方法に改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験片の外径を測定する位置及び測定方法を明確にする。 b) 試験中に試験片が大きく動いて結果が無効になる場合、試験片を保持する方法を規定する。		IEC 60332-1-3:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3666-2	電気ケーブルの燃焼時発生ガス測定試験方法—第2部:電気ケーブル材料の燃焼時におけるpH及び導電率による発生ガスの酸性度測定	Test on gases evolved during combustion of electric cables—Part 2: Determination of degree of acidity of gases evolved during the combustion of materials taken from electric cables by measuring pH and conductivity	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気ケーブルの燃焼時発生ガス測定試験方法における、電気ケーブル材料の燃焼時におけるpH及び導電率による発生ガスの酸性度測定について規定するものである。</p> <p>2011年に国際対応規格であるIEC 60754-2 Ed. 2.0が発行され、その後、2019年にAmd.1が発行された。適用範囲に合わせた規格名称に変更、試験片の質量測定方法及び加熱手順の明確化、pH値及び導電率を決定するための試験温度条件の追加などの改訂があったため、実態に合わせてJISも改正の必要がある。</p> <p>特に、ガス吸収瓶と石英ガラス管(試料を燃焼させる管)との間に、石英ガラス管への水の吸い戻しを防止する任意の空瓶を設置した。これによって、ガスの逆流を防止し、安定に測定することが可能となり、測定精度が向上した。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>a) この規格の適用範囲は、電気ケーブル又は光ファイバケーブルを対象としているため、これに合わせて、規格名称を変更する。</p> <p>b) 試験の再現性をより向上するため、試験片の質量測定方法及び加熱手順を明確化する。</p> <p>c) pH値及び導電率を決定するための試験温度の条件を追加する。</p> <p>d) 試験報告書に記載する項目を規定する。</p>	IEC 60754-2:2011+AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5101-1	電子機器用固定コンデンサー 第1部:品目別通則	Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 1: Generic specification	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電子機器用固定コンデンサの品質評価又はその他の目的において、品種別通則及び個別規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定する品目別通則である。この規格が適用するコンデンサは、磁器コンデンサ、電解コンデンサ、フィルムコンデンサなどがあり、多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の基として対応国際規格IEC 60384-1が2021年7月に改訂され、この規格独自の規格構成からISO/IEC Directives Part 2に従った規格構成とするため、特に、「試験及び測定手順」の箇条構成が全面的に見直しされ、同時に、最新の引用規格への見直しがあった。コンデンサの品種別通則であるこの規格は、製造上及び取引上、重要な規格であることから、JISとしても対応国際規格との整合化を図るため改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>改正による規格構成の全面見直しによって、この規格自体の利用のしやすさ、理解の促進が期待される。また、国際規格と整合した規格に改正することによって、海外を含む受渡当事者間の意思統一が図られ、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>・“引用規格”において、引用規格を最新版とする見直しを行う。</p> <p>・現行規格の41の細分箇条で構成する“試験及び測定手順”を、六つの箇条(試験及び測定の手続の一般条件、電氣的試験及び測定の手続、機械的試験及び測定の手続、環境及び耐候性試験、部品実装に関する試験、及び安全に関する試験)に再編成して、個別の試験及び測定手続を規定する。</p> <p>・現行規格で規定の附属書としていた附属書G及び附属書Hの各“高温高湿(定常)試験”の規定を、該当する再編成した各箇条に記載する。</p> <p>・現行規格の七つの参考の附属書を、二つに再編成する。</p>	IEC 60384-1:2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、ウ、オ、キ、ク</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-2	電子機器用固定コンデンサー第2部:品種別通則:固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流通用コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 2: Sectional specification: Fixed metallized polyethylene-terephthalate film dielectric d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流通用コンデンサの品質評価手順、試験及び測定方法を規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-2が2021年4月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	【期待効果】 改正によって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができ、受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の四つの箇条[一般事項(細分箇条で適用範囲、引用規格、用語の定義など)を六つの細分箇条で構成)、推奨特性及び定格、品質評価手順、並びに試験及び測定方法]による規格構成を、JIS Z 8301:2019に従った規格の構成要素及び記載順序に全面変更する。		IEC 60384-2:2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月		2
JSA	06 電子	改正	C5101-17	電子機器用固定コンデンサー第17部:品目別通則:固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 17: Sectional specification: Fixed metallized polypropylene film dielectric a.c. and pulse capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、品目別通則規格であるJIS C 5101-1を親規格とする固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサについての品種別通則の規格である。このコンデンサは、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されているが、コンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、これらの用途に応じた品質の確保が求められており、その一環としてこの規格の対応国際規格IEC 60384-17が2019年に改訂された。JISにおいても、国際規格と整合させて、最新の技術水準かつ市場の実態に即した規定とするために改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、我が国のコンデンサの製造業者及びコンデンサを用いた機器製造業者に最新の技術水準に沿った品質レベル、評価方法などを提供することができ、製品の品質向上及び競争力の強化が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 a) “高湿度動作条件下での高い安定性が必要な用途向けの湿度グレート”を規定の附属書として追加する。 b) 引用規格を最新版に置き換える。		IEC 60384-17:2019, Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 17: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric AC and pulse capacitors	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の寸法、鉱工業品の品質、鉱工業品に関する試験方法、測定方法) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5101-25	電子機器用固定コンデンサー第25部:品種別通則:表面実装用固定アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 25: Sectional specification: Fixed aluminium electrolytic surface mount capacitors with conductive polymer solid electrolyte	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、表面実装用固定アルミニウム固体(導電性高分子)電解コンデンサの品質評価手順、試験及び測定方法を規定する品種別通則である。この規格の基としている対応国際規格IEC 60384-25が2021年7月に改訂され、この規格独自の規格構成からISO/IEC Directives Part 2に従った規格構成とするため、特に、「試験及び測定手順」の箇条構成が全面的に見直しされ、同時に、最新の引用規格への見直しがあった。この規格は、製造上及び取引上、重要な規格であることから、JISとしても対応国際規格との整合化を図るため改正が必要である。	【期待効果】 改正による規格構成の全面見直しによって、この規格自体の利用のしやすさ、理解の促進が期待される。また、国際規格と整合した規格に改正することによって、海外を含む受渡当事者間の意思統一が図られ、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の四つの箇条[一般事項(細分箇条で適用範囲、引用規格、用語の定義などを六つの細分箇条で構成)、推奨特性及び定格、品質評価手順、並びに試験及び測定方法]による規格構成を、JIS Z 8301:2019に従った規格の構成要素及び記載順序に全面変更する。		IEC 60384-25: 2021	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5381-341	低圧サージ防護用部品第341部:サージ防護サイリスタ(TSS)の要求性能及び試験方法	Components for low-voltage surge protection - Part 341: Performance requirements and test circuits for thyristor surge suppressors (TSS) [現行名称: Components for low-voltage surge protective devices - Part 341: Specification for thyristor surge suppressors (TSS)]	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、クリッピング及びクローバ動作によって過電圧を抑制し、サージ電流を分流するように設計した低圧サージ防護デバイス用サージ防護サイリスタ(TSS)の試験方法について規定しておりIEC 61643-341を基としている。サージ防護サイリスタ(TSS)は、情報通信装置等の通信ポート部に、雷サージ防護用として多く用いている。また、情報通信装置の通信ポートの雷サージ防護のために用いる通信・信号用SPD(Surge Protective Device)にも用いている。特に今後さらに重要となる情報通信システムには、高速動作と及び高サージ耐量を両立した本部品は重要な位置付けの部品となる。 サージ防護サイリスタは、海外製を使用している国内の利用者も多く存在しているため、対応国際規格との整合は必須であるが、今回、適用条件の追加、使用条件の変更などを目的として2020年に対応国際規格が改訂されたことから、国際標準に整合した最新の技術レベルの規定とすべくこの規格も改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格との整合した規格とすることによって、製品の使用者にとって海外製を含めた部品の選定及び調達が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲において、この規格を適用できる条件(ゲート端子の有無及び第3象限の動作)を追加する。 ・“用語、定義、文字記号及び図記号”において、対応するサージ防護サイリスタの図記号を規定する。 ・“標準試験方法”の“使用条件”において、対応国際規格の改訂に伴い、最低気圧条件を86 kPaから80 kPaに、最低相対湿度条件を20 %から25 %へ変更する。 ・“機械的要求性能と識別”に関する規定箇条を、製品使用に際してのトラブルを回避するため新たに追加する。 ・“標準試験方法”において、次の変更を行う。 — “標準大気状態”において、測定時の最低気圧条件を86 kPaから80 kPaに、最低相対湿度条件を45 %から25 %へ変更する。 また、判定試験時には、最低気圧条件は測定時と同じ変更だが、相対湿度範囲を48 %～52 %から25 %～75 %に変更する。 — 規定項目の見直しを行い、直接的な性能への影響が無いパラメータ試験を附属書C(参考)へ移動する。 ・現行の規格で規定しているブレイクオーバー電圧、繰返しピークオフ電圧などの優先値を、規定の附属書として記載する。		IEC 61643-341:2020, Components for low-voltage surge protection - Part 341: Performance requirements and test circuits for thyristor surge suppressors (TSS)	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: サージ防護サイリスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月	31.080.10; 31.080.20	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5402-1	電子機器用コネクタ試験及び測定-第1部:品目別通則	Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用コネクタの試験及び測定のための基本規格で、JIS C 5402規格群の個別規格に規定される試験方法及び手順を規定している。この規格の対応国際規格であるIEC 60512-1が2018年に改訂された。この改訂によって対応国際規格の構成全体が見直しされて簡条構成及び規定内容が変わっており、現行のJISと大きな違いが生じている。JIS改正することによって、対応国際規格との整合をとり、試験方法及び手順に違いによる試験結果の信頼性の低下などの、この規格の使用者の不利益を防ぐことが必要である。	【期待効果】 対応国際規格の改訂に対応したJISとすることによって、個別製品の試験方法の違いによる技術的な貿易障壁を防止することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格と整合をとった簡条構成とし、かつ、規定内容を一致させる。 ・“用語の定義”において、試験に関連する用語だけを定義し、コネクタ用語については、JIS C 5401-1を引用する規定とする。 ・“試験の準備”において、測定機器の校正に関する規定を追加する。		IEC 60512-1:2018, Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月			5
JSA	06 電子	改正	C5402-8-3	電気及び電子機器用コネクタ試験及び測定-第8-3部:静的な力試験(固定形コネクタ)-試験8c:操作レバーの強度	Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 8-3: Static load tests (fixed connectors)-Test 8c: Robustness of actuating lever	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用コネクタの操作レバーの強度試験の方法について、IEC 60512-8-3:2011を基に規定したものである。昨今、コネクタ製品の急速な普及とその多様性ことから、現在規定している測定方法では試験準備及び試験方法についての規定が十分でなく、不統一な測定結果となる恐れがあることから、IEC 60512-8-3では、試験準備及び試験方法の規定の補足を行い、併せて、個別規格に規定すべき事項の追加を行う改訂を2018年に行った。JISにおいても、要求される試験の精度及び試験データについての規定の見直しを目的として、国際規格に合わせた改正を行うことが必要である。	【期待効果】 この改正によって、同一条件での試験結果について比較検討が可能になり、より正確な評価が期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施できて、我が国の製品の高い競争力の認知向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“資料の準備”において、実際の使用条件に近づけるため、“試料は、配線しない”との規定を削除する。 ・“試験・測定方法”において、前処理、初期測定及び回復(リカバリー)に関する規定を追加する。 ・“要求事項”において、現行規格の規定内容は具体性がなく規定の意味がないため、この簡条を削除する。 ・“個別規格に規定する事項”において、試験装置、標本数量、取付状態の詳細など、個別規格で指定すべき事項5項目を追加する。		IEC 60512-8-3:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5402-11-1	電子機器用コネクタ試験及び測定-第11-1部: 耐候性試験-試験11a: 一連耐候性	Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 11-1: Climatic tests - Test 11a - Climatic sequence	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用コネクタの機能の、保管を含め規定の環境及び方法での能力を評価するための試験方法規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60512-11-1が2019年に改訂された。この改訂によって対応国際規格の構成全体が見直しされて簡条構成及び規定内容が変わっており、現行のJISと大きな違いが生じている。JIS改正することによって、対応国際規格との整合をとり、試験方法及び手順の違いによる試験結果の信頼性の低下などの、この規格の使用者の不利益を防ぐことが必要である。	【期待効果】 この規格は、電気・電子機器の基礎的な部品の一連耐候性規格である。対応国際規格の改正に整合することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・対応国際規格と整合をとった簡条構成とし、かつ、規定内容を一致させる。 ・引用規格を最新版に置き換える。 ・“試験方法”に、現行規格では規定がない試験前処理、リカバリなどの規定及び各試験の詳細を追加する。		IEC 60512-11-1:2019, Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 11-1: Climatic tests - Test 11a - Climatic sequence	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月			5
JSA	07 情報	改正	C5750-3-4	総合信頼性マネジメント-第3-4部: 適用の指針-総合信頼性要求事項の仕様	Dependability management - Part 3-4: Application guide - Specification of dependability requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品のための仕様書に要求するディペンダビリティ特性を規定し、さらに、ディペンダビリティ特性の検証及び妥当性確認するための、手順及び判定基準の仕様書作成の指針を示したものである。 2011年に制定されてから既に10年が経過し、その間の技術の進歩によって、ディペンダビリティ(総合信頼性)の対象分野も製品のみならずオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。その一方で、オープンシステムは、様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせ構築するシステムのため、予期しない障害、攻撃及び環境変化が生じる可能性がある。これらを踏まえ、IEC/TC 56では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性、アベイラビリティの観点から、所掌する6規格(注)を再編・改訂する作業を進めている。 そうした状況において、まず、対応国際規格であるIEC 60300-3-4は、総合信頼性の属性に優先順位を付けるためのプロセス、ホームセキュリティシステムの総合信頼性仕様の開発例、有用寿命の信頼性要求事項などに関する各附属書を追加するなど、2022年2月に改訂された。 我が国においても、オープンシステムや複雑系への広がりが進んでいることから、最近の市場や情報の実態に即し、また、国際規格との整合を早期に図るために、当該JISを迅速に改正する必要がある。 (注)IEC 60300-1 (Dependability Management)、IEC 60300-3-4 (Guide to the specification of dependability requirements)、IEC 60300-3-10 (Maintainability)、IEC 60300-3-14(Supportability)、IEC 60300-3-17 (Availability)、IEC 60050-192 (IEV-192 Dependability)の6種類。	【期待効果】 この改正によって、我が国の実態を踏まえつつ、国際規格との整合が図られた総合信頼性要求事項の指針に基づき、システム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化等に寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、“ディペンダビリティ”を、より分かりやすい“総合信頼性”に変更する[“総合信頼性”は、JIS Z 8115:2019 ディペンダビリティ(総合信頼性)用語において、dependabilityの対応用語として位置付けられている。]。また、“要求事項仕様書作成の指針”を“要求事項仕様”に変更する(対応国際規格も同じ)。 ・重要概念として、総合信頼性要求仕様の概念の理解に必要な“要求仕様”、“仕様”、“有用寿命(耐用寿命)”などの用語を定義する。また、中核的概念である“アシュアランス”、“総合信頼性仕様”、“属性”について規定する。 ・信頼性、保全性、支援性、アベイラビリティに関する総合信頼性要求事項を開発するためのアプローチ及びプロセスをより詳細に規定する。 ・“有用寿命の信頼性要求事項”、“総合信頼性の属性に優先順位を付けるためのプロセス”、“ホームセキュリティシステムの総合信頼性仕様の開発”(例示)及び“総合信頼性仕様の影響要因”をそれぞれ附属書として新たに追加する。		IEC 60300-3-4:2022	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月			1

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5860	空間ビーム光用受動部品通則(追補1)	General rule of passive devices for light beam transmission (Amendment 1)	この規格は、1990年に第1版として発行され、その後、1997年の改正を経て、2012年に最新の改正が行われた。この規格では、基準状態として、JIS C 60068-1(環境試験方法-電気・電子-第1部:通則及び指針)の5.1[標準基準大気条件(基準状態)]と規定していた。JIS C 60068-1は、2016年に改正され、標準大気条件を規定する箇条が、4.1(標準基準大気条件)、4.2(判定のための測定及び試験に用いる標準大気条件)及び4.3(測定及び試験に用いる標準大気条件)に変更された。JIS C 5860が規定する基準状態の見直しを行った結果、JIS C 60068-1:2016の4.3(判定及び試験に用いる標準大気条件)に変更するため、追補にて改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することによって、測定及び試験を行う標準大気条件を正確に引用することができ、規格の運用をさらに促進することができる。	主な改正点は次のとおり。 4.1 基準状態 に、JIS C 60068-1:2016の4.3(測定及び試験に用いる標準大気条件)を引用する。				第2条の該当号: 第5号(用語、略語、記号、単位)  対象事項: 空間ビーム光用受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	光受動部品に関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	33.180.20	4
JSA	06 電子	改正	C5916	光伝送用分散補償器通則(追補1)	General rules of dispersion compensators for fiber optic transmission (Amendment 1)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いて通信を行う光伝送システムにおいて、波長に対する群速度(群遅延)を補償する分散補償器の通則であり、対応国際規格であるIEC 61978-1の初版(2000年発行)を基に2006年に制定され、2012年に、対応国際規格の2009年の改訂を反映した改正が行われた。対応国際規格は、2014年に最新の動向を反映するために第3版に改訂され、用語及び定義の見直しのほか、分散補償器の技術別特徴の一覧表がAnnex Eとして追加された。対応国際規格の用語及び定義の見直しは、この規格の現行版に合わせて追加されたため、現状、両者での技術的な差異はない。 最近、発展途上国のデジタルデバイド解消に向け、分散補償器の需要が続いていることを鑑み、分散補償器を実現する技術別にその特徴を記載し、この規格の利用者にとって、用途に応じて適切な分散補償器を選択するためのガイドラインとして重要な情報であるAnnex Eの情報を追加する改正が必要である。この規格利用者の製品選択時の利便性向上のため、附属書E(Annex E)の追加を行うが、変更部分が限定されることから、追補による改正を行う。	【期待効果】 規格利用者へ適切な情報を提供することで、用途に合わせた分散補償器の選択の利便性及び選択の適正性が向上することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・分類において、“分散補償器の分類例”一覧表に附属書Eを参照する一文を追加する。 ・分散補償器の技術別特徴の一覧表を、参考の附属書として追加する。	IEC 61978-1:2014	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、品質、性能)  対象事項: 光伝送用分散補償器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年4月	33.180.20	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5962	光ファイバコネクタ通則	Generic specification of fiber optic connector	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、1987年に制定された後、4回の改正を経て、2011年に第6版として発行されたIEC 60874-1及び2011年に第3版として発行されたIEC 61274-1(以下、対応国際規格という。)を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して2018年に改正された。対応国際規格は、用語規格の位置づけであるが、他の国際規格のかん合標準及び光学互換標準それぞれの総則にも必要な用語及び定義が規定されており、重複を避けるため対応国際規格2文書は2019年に廃止となった。その後、国内での対応の必要性及び追加改正点を検討し、廃止された対応国際規格にはなく、この規格でしか定義していない用語があること、また、性能、試験などの要求事項はJIS独自の様式で規定し使われていることから、この規格は今後も必要である。また、これまで使われていて分かりにくいと指摘されていた角形フェルールの基準コネクタに関する記載についても併せて改正をする必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、対応国際規格が無くなったことを正確に反映することができることも、記載の分かり難さも解消されて、使用者の誤解を避けることができる。	主な改正点は、次のとおり。 1 適用範囲 対応国際規格が廃止されたことに伴う変更(対応国際規格がないJIS独自規格とする) 附属書JC(規定) 「JIS C61300-2-55として制定予定」という記載を、当該JISが制定されたため修正 附属書JD(規定) 角形フェルールの基準コネクタに関する記載の明確化 附属書JF(参考) 対応国際規格がなくなるため削除				第2条の該当号: 1(鉱工業品の種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5965-3-31	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—光ファイバコネクタ光学互換標準—第3-31部:シングルモード光ファイバコネクタのコネクタパラメータ—1列多心角形ポリフェニレンスルフィド(PPS)8度斜めPC端面フェルール(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—光ファイバコネクタ光学互換標準—第3-31部:シングルモード光ファイバ用1列多心角形ポリフェニレンスルフィド(PPS)8度斜めPC端面フェルールの接続部パラメータ)	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Connector optical interfaces—Part 3-31: Connector parameters of non-dispersion shifted single-mode fibers—8 degree angled physically contacting polyphenylene sulphide rectangular ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2015年に発行されたIEC 61755-3-31を基に2018年に制定された多心光ファイバコネクタの光学互換標準である。この規格では、多心光ファイバコネクタのかん合標準2件(JIS C 5964-5及びJIS C 5964-18)を引用しているが、2020年1月制定された2件の多心光ファイバコネクタのかん合標準(JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2)を引用していないため、業界の実態に整合しておらず混乱が生じている。したがって、JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用するなど改正が必要である。特に、JIS C 5964-7規格群で規定するMPOコネクタは、データセンター等に多く使用されており、必要性が高い。さらに、引用規格のIEC 61753-1が2018年に改訂され、環境カテゴリーが全面的に変更になったため、改正が必要である。	【期待効果】 多心光ファイバコネクタ、特にMPOコネクタは近年データセンターなどに多く用いられている。MPOコネクタのかん合標準を追加することで、市場を活性化する効果がある。また、引用国際規格で規定する環境カテゴリーを最新版に合わせることで、業界の実態に整合させて混乱を避ける効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1 適用範囲 引用国際規格に従い環境カテゴリーを C、OP、OP+、E及びQ1 に変更 2 用語及び定義 箇条を追加 3 接続部パラメータ JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用	IEC 61755-3-31	MOD	第2条の該当号: 5(鉱工業品の種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月			2	



# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6864	マルチモード光ファイバモード遅延時間差試験方法	Measurement methods and test procedures – Differential mode delay of multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、石英系グレーデッドインデックス形マルチモード光ファイバのモード伝搬状態を明確化する方法として、レーザ光源を使用したときの伝送帯域特性の評価方法について規定したものである。近年、使用されている試験装置に対し、より正確に測定できる装置の機能が確立されてきており、それに伴い手順等も見直しされ、測定精度の向上が図られている。また、OM4カテゴリケーブルに使用されるファイバであるモード遅延時間差が小さいファイバの測定方法についても導入されている。こうしたことから、最近の装置技術の進歩及び新しいファイバ品種の開発に対応するため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の技術進歩が反映され、測定精度の向上が図られることから、不要な製品トラブルが減少するとともに、品質の安定性が向上することが期待できる。また、国際規格との整合が図られることから、国際競争力を高めることも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格との整合を図るため、EMB、OMBeなどの用語を追加する。 ・試験装置において、最近の技術の進歩を反映し、測定システムの概要を明確に規定するとともに、各装置に関する説明を追加する。 ・手順において、測定技術の変更がなされたため、調整内容を項目ごとにより具体的に規定する。 ・対応国際規格との整合を図るため、光ファイバのセンチ法めに関する詳細方法を参考情報として追加する。 ・より厳密な伝搬帯域特性評価をサポートするため、ファイバカップリングを含む検出システムモーダル測定法について新たに規定する。		IEC 60793-1-49:2018	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	33.180.10	4
JSA	06 電子	改正	C6870-2-11	光ファイバケーブル第2-11部:屋内ケーブル-構内配線用1心及び2心光ファイバケーブル細則	Optical fiber cables – Part 2-11: Indoor cables – Detailed specification for simplex and duplex indoor optical fiber cables for use in premises cabling	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、構内配線用1心及び2心光ファイバケーブルについて規定したものである。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-11が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。		IEC 60794-2-11:2019	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	33.180.10	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準化委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6870-2-21	光ファイバケーブル第2-21部:屋内ケーブル-構内配線用多心光ファイバケーブル細則	Optical fiber cables - Part 2-21:Indoor cables - Detailed specification for multi-fiber indoor optical distribution cables for use in premises cabling	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、構内配線用多心光ファイバケーブルについて規定したものである。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-21が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。		IEC 60794-2-21:2019	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、性能)  対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	33.180.10	4
JSA	06 電子	改正	C6870-2-31	光ファイバケーブル第2-31部:屋内ケーブル-構内配線用テープ形光ファイバコード細則	Optical fiber cables - Part 2-31:Indoor cables - Detailed specification for optical fiber ribbon cables for use in premises cabling	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、構内配線用テープ形光ファイバコードについて規定したものである。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-31が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。		IEC 60794-2-31:2019	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、性能)  対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	33.180.10	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	Boxes and covers of plastic conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、定格電圧が交流600V、直流750V以下の屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する固定電気設備に用いる合成樹脂製ボックス及びボックスカバーについて規定したものであり、JISマーク表示制度の認証規格であるとともに、国土交通省の調達基準で技術基準の一つとなっている重要な規格である。 この規格で引用しているJIS C8462-31は、我が国の在来工事で施工す合成樹脂製のボックス及びエンクロージャに対応させるために制定している個別規格であるが、現在、国際規格との整合を目的にその規定内容をJIS C8462-1(合成樹脂製ボックスなどの一般要求事項を定めた規格)に取り込み一体とする改正活動が行われており、JIS C8462-31が廃止されることから、引用規格の更新とともに最新の技術及び関連する規格に対応したJISに改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 この規格の改正によって、最新の技術に対応した電線管及びその附属品のメーカー間の互換性及び製品の安全性が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の認証規格及び国土交通省の調達基準で技術基準の一つとして、この規格が広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・“ねじの固定”、“衝撃試験”及び“耐熱性”の規定事項を構成するために引用していたJIS C 8462-31が廃止されたことに伴い、その引用内容と同一の内容を規定しているJIS C 8462-1の該当箇条に置き換える。 ・絶縁抵抗及び耐電圧において、素材の性質の分類として、天然ゴム、合成ゴム又はその両方の混合物も新たに追加することとし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の絶縁抵抗及び耐電圧の規定を適用することとする。 ・低温衝撃において、試験条件であるスポンジゴムのバッキンを使用しないこととし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の低温衝撃試験の規定を適用することとする。 ・異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性において、グロウワイヤ650℃で行う試験に中空壁、中空天井、中空床又は中空家具への埋込み又は半埋込みのボックス及びエンクロージャの壁面露出絶縁材の部分を追加することとし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C84621-1の異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性の試験の規定を適用することとする。</p>	-		-	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、品質、試験方法) 対象事項: 固定電気設備の合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、ク、ケ  欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人電気設備学会のWG	2021年4月	29.120.10	5
JSA	05 電気	改正	C8500	一次電池通則	Primary batteries—General	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一次電池の電池系、寸法、命名法、端子形状、表示、試験方法、代表的な品質特性、安全性及び環境側面の通則について規定したものである。 一次電池の試験及び仕様について、市場の運用及び実態と現行規格の記載との乖離が大きくなっている。また、試験の有効性の基準がないことが必要な定期試験を必要としている。これらに対応するために、基礎として用いた国際規格であるIEC 60086-1は2021年に改訂される見込みである。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の品質が明確になり、貿易の障壁が排除されることが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・試験に対する有効性について、対応国際規格の改訂に伴い、『4.2.7. 試験に対する有効性』を追加し、被測定電池の仕様及び試験条件の基準を規定する。 ・対応国際規格との技術差異を解消すべく、現行規格の『4.1.6 表示』の表2の注記にある使用推奨期限についての記述を削除する。 ・対応国際規格との技術差異を解消すべく、現行規格の『附属書A(参考)』は(規定)に変更する。 ・附属書Fに記載する最小平均持続時間について、対応国際規格の改訂に伴い実情に合わせて、計算方法の記載を計算方法の指針に変更する。 ・絶縁抵抗について、対応国際規格の改訂に伴い、『5.6 絶縁抵抗』を追加して規定する。</p>	-	IEC 60086-1:2021 Primary batteries – Part 1:General	IDT	第2条の該当号: 第1号、第2号、第3号、第4号(種類、型式、形状、寸法、品質、性能、使用方法、包装方法、試験方法、検査方法) 対象事項: 一次電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人電池工業会のWG	2021年4月	29.220.10	5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8514	水溶液系一次電池の安全性	Safety of primary batteries with aqueous electrolyte	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>本規格は、水溶液系一次電池の正常使用時及び誤使用時における安全性を確保するために、必要な要求事項及び試験方法について規定している。対応する国際規格は、見直しが行われたIEC 60086-5 (Safety of primary batteries with aqueous electrolyte) で、2021年にIEC 60086-5 Edition 5.0 が発行された。対応国際規格の発行に基づき、改正することが望ましい。さらに、国際規格との整合性の観点からも、Edition 5.0と整合性のある改正が必要とされる。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、 a) 市場品質の向上 電池の評価基準値を規定することによって、より品質の高い製品の設計・製造が期待される。 b) 国際流通の活性化、我が国競争力の強化 国際統一規格と整合性をとるこの規格の改正によって、この規格を引用するJIS製品規格の国際整合性が上がり、結果として、国際統一規定の基の国内製品化を促進し、国際市場の競争力の強化が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電池・ボタン形・素電池の用語および定義の追加</li> <li>試験評価基準(破裂・発火・漏液・弁作動)を追加</li> <li>安全図記号:電池は、乳幼児の手の届かない所に置くを追加</li> <li>附属書の追加:附属書Dとして安全図記号“電池は、乳幼児の手の届かない所に置く”附属書Eとして誤飲防止パッケージ</li> </ul>		IEC60086-5:2021	MOD	<p>第2条の該当号: 第1号(性能(安全性に限る。))</p> <p>対象事項: 水溶液系一次電池</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電池工業会のWG	2022年4月			2
JSA	05 電気	改正	C9305	抵抗溶接装置	Resistance welding equipment	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、抵抗溶接を行う変圧器付ガン及び移動式溶接機を含む、抵抗溶接装置の性能要求事項について規定したものである。対応国際規格であるISO669:2000は、昨今の技術の進歩に対応するため、2016年に改正された。適用範囲の対象がトランスレスガン、トランス付きガン、ロボット搭載ガンに拡大され、試験および計測方法が市場の実態と安全性に考慮されるなど内容が大きく改正された。このような状況から対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、抵抗溶接装置の性能要求事項と対応国際規格との整合性が明確になり、生産・取引の合理化が期待でき、市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲にトランスレスガン、トランス付きガン、ロボット搭載ガンを追加する。</li> <li>測定方法、位置及び測定治工具の明確化により、たわみ角の計測方法をより具体的な方法に変更する。</li> <li>機械的特性試験は測定治工具の落下、暴走などによるけがの防止を考慮した方法に変更する。</li> </ul>		ISO 669:2016 Resistance welding – Resistance welding equipment – Mechanical and electrical requirements	MOD	<p>第2条の該当号: 第1号、第4号(構造、品質、試験方法)</p> <p>対象事項: 抵抗溶接装置</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本溶接協会のWG	2021年4月	25.160.30	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C9323	抵抗溶接機用変圧器—全変圧器に適用する一般仕様	Resistance welding equipment—transformers—General specifications applicable to all transformers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、抵抗溶接及び関連プロセスのために用いる溶接変圧器の構造性能要件及び安全要件について規定したものである。対応国際規格であるISO5826:1999は、昨今の技術の進歩に対応するため、2014年に第2版として改正された。適用範囲が整流器に接続されていない溶接変圧器から整流器付きの溶接変圧器およびインバータ式溶接変圧器に拡大されるなど内容が大きく改正された。このような状況から対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、整流器付き溶接変圧器の使用方法が明確になり、生産・取引の合理化が期待できる。また整流器付き溶接変圧器は従来方式よりエネルギー効率が良く、環境負荷への寄与が期待できる。	—	ISO 5826:2014 Resistance welding equipment—Transformers—General specifications applicable to all transformers	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(構造、品質、試験方法)  対象事項: 抵抗溶接機用変圧器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本溶接協会のWG	2021年4月	29.180.25.160.30	5
JSA	05 電気	改正	C60068-2-11	環境試験方法—電気・電子—第2-11部:塩水噴霧試験方法(試験記号:Ka)	Environmental testing—Part 2-11: Tests—Test Ka: Salt mist	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子技術の部品、機器又は材料の塩水噴霧環境における耐劣化性を評価する試験方法について規定したもので、1989年にIEC 60068-2-11を基に制定された。対応する国際規格は、2021年に、試験方法の改良、明確化などのために、塩溶液の濃度調整方法などを含む試験方法の変更改良、試験報告書への記載項目の追加などが行われて改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った最新技術に基づく試験方法の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正を行うことによって、試験方法が改良又は明確化されて製品の試験が容易になり、かつ、品質の改善・研究開発活動の基盤形成の促進も期待される。また、国際規格と整合することによって国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・塩溶液の濃度を、質量比から質量/容量比に変更する。 ・塩溶液のpHを測定するための溶液の温度を、35℃±2℃から25℃±2℃に変更する。 ・空気の供給において、噴霧圧力と飽和塔の水温との組み合わせを規定する表1を追加する。 ・試験報告書に必要な規定を追加する。	IEC 60068-2-11:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60068-2-13	環境試験方法—電気・電子—第2-13部:減圧試験方法(試験記号:M)	Environmental testing—Part 2-13: Tests—Test M: Low air pressure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、輸送中、保管中、又は使用中に、低気圧にさらされる可能性のある電気・電子機器及びこれらの部品供試品に適用できる試験方法について規定したもので、1989年にIEC 60068-2-13を基に制定された。対応する国際規格は、2021年に、試験方法の明確化、試験精度の向上などのために、気圧-海拔対応表の更新、試験手順を集約して規定するなどを行って改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った最新技術に基づく試験方法の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正を行うことによって、試験方法が改良又は明確化されて製品の試験が容易になり、かつ、品質の改善・研究開発活動の基盤形成も期待される。また、国際規格と整合することによって国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・複数の箇条で構成された試験手順を、箇条5に集約する。 ・気圧-海拔高度の対応表を、気圧基準の対応表から、IEC 60721-2-3を参照した海拔高度を基準とする対応表に変更する。 ・試験報告書を規定する箇条7を追加する。		IEC 60068-2-13:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月			2
JSA	06 電子	改正	C60068-2-20	環境試験方法—電気・電子—第2-20部:試験—試験Ta及びTb—端子付部品のはんだ付け性及びはんだ耐熱性試験方法	Environmental testing—Part 2-20: Tests—Test Ta and Tb: Test methods for solderability and resistance to soldering heat of devices with leads	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、はんだ付けする端子をもつ部品のはんだ付け性を、はんだ槽法及びはんだこて法を用いて評価する試験方法を規定する基本的な規格で、IEC 60068-2-20を基としている。 この規格では、保管時の劣化を確認するために幾つかの前処理の方法を規定しており、その一つに水蒸気エージングがあるが、この方法は、前処理時に供試品に水滴が落下をすることがあること、さらに、この蒸気時の条件は保管環境での劣化に対応出来ていないといった問題点があることから、これらへの対応として対応国際規格IEC 60068-2-20の規定見直しが行われており、2021年4月に発行の予定となっている。JISにおいても対応国際規格と整合させることで、より信頼のおける試験方法とするためにこの規格の改正を行う必要がある。	【期待効果】 基板実装での接合部の品質保持の面で効果がある。この規格を改正することで、技術要求基準が対応国際規格と整合化されることになり、受渡当事者間での品質トラブルなどが防止でき、また、技術的な調整が容易へと繋がることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語の定義”において、“はんだ付け性”及び“はんだ耐熱性”の用語定義を、JIS C 60068-3-13と合わせる。 ・加速エージング(細分箇条4.1.4)から前処理に変更する。		IEC 60068-2-20:2021, Environmental testing—Part 2-20: Tests—Test Ta and Tb: Test methods for solderability and resistance to soldering heat of devices with leads	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電気・電子機器用部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月			5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C60068-2-21	環境試験方法—電気・電子—第2-21部:試験—試験U:端子強度試験及び部品本体の耐久性試験方法	Environmental testing - Part 2-21: Tests - Test U: Robustness of terminations and integral mounting devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子部品[端子付き部品、表面実装部品(SMD)]を対象とし、これらの電気・電子部品が組立中又は取扱い中に支障を生じないための、端子部強度、並びに部品本体の強度及び耐衝撃性を評価する試験方法を規定する基本的な規格である。この規格の基としている国際規格IEC 60068-2-21は、SMD本体強度及び耐衝撃性試験方法の国際規格であるIEC 60068-2-77 (Environmental testing—Part 2-77: Tests—Test 77: Body strength and impact shock)の規定事項を取り込んだ統合規格として2021年に改訂された(IEC 60068-2-77は廃止)。このため、この規格も、対応国際規格と整合した試験方法の統合規格とするため改正を行う必要がある。なお、JIS C 60068-2-77は、この規格の改正版発効に合わせて廃止する。	【期待効果】 この規格を改正することで、試験方法が統合され技術的な調整が容易となって、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止につながる事が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、JIS C 60068-2-77を取り込んだ統合規格とするため、規定する事項として“試験U1(本体強度)”及び“試験U12(耐衝撃性)”を追加する。 ・JIS C 60068-2-77で規定している“試験Uf(部品本体の耐久性)”を、新たな箇条を設けて規定として取り込む。	C60068-2-77	IEC 60068-2-21:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月			2
JSA	05 電気	改正	C60068-2-38	環境試験方法—電気・電子—第2-38部:温湿度組合せ(サイクル)試験方法(試験記号:Z/AD)	Environmental testing—Part 2-38: Tests—Test Z/AD: Composite temperature/humidity cyclic test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、高温高湿及び低温条件で、主として電気・電子部品の劣化を加速した方法で判定する温湿度組合せ(サイクル)試験に関するもので、IEC 60068-2-38を基に2013年に発効した規格である。近年の試験の経験から、試験期間中に通電する供試品の場合、温度分布、凝縮効果などに影響がある場合がわかってきた。また、試験時の相対湿度である(93±3)%を守ることが困難な事態が生じてきた。そのため、対応国際規格IEC 60068-2-38の適用範囲において、試験期間全体にわたって通電する供試品にはこの規格を適用しないなどの条件を追加するとともに、サイクル試験時の相対湿度を全て同一の(93±3)%から、一部に(93-3)%～(93+5)%を含むサイクルとするなどの重要な改訂が2021年に実施された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上のために、これらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。	【期待効果】 改正によって、電気・電子部品の劣化を加速した方法で判定する温湿度組合せ(サイクル)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、試験全体に通電する供試品にはこの規格を適用しないとの記載を追加する。 ・“試験方法”において、試験時の相対湿度のプロファイルを、現行規格での全て同一条件の(93±3)%から(93-3)%～(93+5)%を含むサイクルに変更する。	IEC 60068-2-38:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月			2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-64	環境試験方法—電気・電子—第2-64部:広帯域ランダム試験方法及び指針(試験記号:Fh)	Environmental testing—Part 2-64: Tests—Test Fh: vibration, broadband random and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ランダムな振動を受ける電気製品及び電子製品に一般的に適用することを目的とした広帯域ランダム振動試験に関するもので、IEC 60068-2-64を基にして2011年に発効した規格である。従来のランダム振動試験で発生する加速度は、ガウス分布に従うものであった。しかしながら、例えば、実輸送時に発生する加速度は実際には非ガウス分布になること、非ガウス型振動試験を生成するための研究が進展して、非ガウス型振動試験が可能となったことなどため、対応国際規格IEC 60068-2-64において、ランダム振動試験に非ガウス型ランダム試験を取り込んだ追補が2019年に発行された。このような状況から、JISにおいても、広帯域ランダム振動試験の規定について対応国際規格と整合させ、最新の技術を取り込んだ内容に改正する必要がある。	【期待効果】 改正によって、電子機器、電子部品などが受ける振動の影響をより実際に近い状態で評価することが可能となり、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語の定義”において、用語として非ガウス型の特徴を表す指標である“せん(尖)度”と“わい(歪)度”を追加する。 ・“振動の許容差”の“分布”において、非ガウス分布の特徴を表す波高比、わい(歪)度、せん(尖)度及び振幅確率分布の統計的特性を追加する。 ・“厳しさ”において、非ガウス分布の試験の場合の、厳しさのパラメータを追加する。 ・“ランダム振動の概要”において、非ガウス振動試験に関する規定を追加するとともに、ガウス分布と非ガウス分布の確率密度関数を比較した図を追加する。	IEC 60068-2-64:2008+AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月			2
JSA	05 電気	改正	C60068-2-67	環境試験方法—電気・電子—基本的構成部品を対象とした高温高湿、定常状態の促進試験	Environmental testing—Part 2: Tests—Test Cy: Damp heat, steady state, accelerated test primarily intended for components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、小形電子部品の、主としてハーメチックシールされていない部品を対象にして、高温高湿が特性劣化に与える影響を加速して評価する標準的な試験方法を規定したもので、IEC 60068-2-67を基にして2001年に発効した規格である。高温高湿試験に使用する加湿水として、導電率が低すぎる水を使用した場合、試験に使用する加湿システムに害を与える場合があることがわかってきた。そのため、対応国際規格IEC 60068-2-67において、使用する加湿水の導電率の設定値の修正が追補として2019年に発行され改訂された。JISにおいても最新の技術に即した内容に変更するとともに、国際的な試験方法の互換性を確保するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正することによって、小形電子部品の高温高湿が特性劣化に与える影響を加速して評価する標準的な試験方法の信頼性の向上が期待できる。また、最新のIEC規格に整合したJISとすることによって、国際的な取引の円滑化とともに、市場の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“試験装置”の“加湿水”において、現行規格の“この水は、温度23℃で抵抗率が0.5 MΩ以上(導電率が2 μS/cm以下)”を、“水の抵抗率は、+23℃で、導電率5 μS/cm～20 μS/cmに対応する2 000 Ω m～500 Ω mとする”に変更する。	IEC 60068-2-67:1995+AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電子部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	改正	C60068-3-3	環境試験方法—電気・電子—第3-3部: 支援文書及び指針—機器の耐震試験方法	Environmental testing—Part 3-3: Supporting documentation and guidance—Seismic test methods for equipment	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、電気・電子機器などの耐震試験方法において、製品規格の作成者及び利用者のための背景説明及び指針を示すもので、地震による応力、変位などにさらされた機器が、地震中及び地震後に、要求された機能を果たす能力を検証することを目的とした規格であり、2021年にIEC 60068-3-3を基に発行された。規定のうち、“地表加速度”の地震活動域の分類ゾーン1～ゾーン4において、振動数が0.8 Hz≦f≦1.6 Hzの場合のピーク速度値に明確な間違いがあることが分かった。振動は、変位、加速度及び速度の3つで指定されるが、その1つである速度のピーク値が1桁間違っていた。このため、対応国際規格において、2021年に修正票が発行された。従って、JISにおいても試験時の値選択によって、試験結果に大きな影響を与える場合があるため改正する。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>改正することによって、試験における正しいピーク速度値の選択が可能となり、電気・電子機器などの耐震試験の信頼がおける結果を得ることができる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>“一般耐震クラスの算定振幅試験方法”の“地表加速度”において、地震活動域ゾーン1、ゾーン2、ゾーン3及びゾーン4において、振動数が0.8 Hz≦f≦1.6 Hzの場合のピーク速度値を、それぞれ0.1m/s(ゾーン1)、0.2 m/s(ゾーン2)、0.3 m/s(ゾーン3)及び0.5m/s(ゾーン4)に修正する。</li> </ul>		IEC 60068-3-3:2019+COR1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、ウ、エ、オ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年9月			2	
JSA	05 電気	改正	C60068-3-7	環境試験方法—電気・電子—第3-7部: 支援文書及び指針—負荷がある場合の低温試験(試験A)及び高温試験(試験B)の試験槽の温度測定のための指針	Environmental testing - Part 3-7: Supporting documentation and guidance -Measurements in temperature chambers for tests A (Cold) and B (Dry heat) (with load)	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の環境試験手順の中で要求されている諸事項に適用できる温度試験槽の確認のための、系統的、かつ、再現性のある方法について規定したもので、温度試験槽の有効空間内に空気循環のある状態における発熱又は非発熱供試品を考慮している。近年の試験実施の経験から推奨であった事項を規定すると共に、JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の改正で急激な温度変化が削除されたことを反映した対応国際規格の改訂が2020年になされた。また、温度及び/又は湿度を保持して測定する方法は、温度試験槽の物理的特性が試験結果に大きな影響を与える。こうしたことから、対応国際規格との整合を図るとともに、温度試験槽による試験結果の信頼度を上げるため、この規格の改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、温度試験槽の性能の確認を通じて試験結果の信頼性を上げ、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対応国際規格において、試験結果に影響を与えたとの判断から、推奨表現から要求表現に多くの箇所を変更されたのに伴い、この規格においても同様に変更する。</li> <li>JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の改正で急激な温度変化が、試験として厳しすぎるとの判断で削除されたことを反映して、簡条3.1(試験仕様)の表1を更新する。</li> <li>電子部品及び製品の使用温度範囲の拡張に伴い、JIS C 60068-2-2の改正で高温の上限が400℃から1000℃が変更されたのに対応して、簡条3.1(試験仕様)の図1の高温の上限を同様に400℃から1000℃に変更する。</li> </ul>		IEC 60068-3-7:2020, Environmental testing - Part 3-7: Supporting documentation and guidance - Measurements in temperature chambers for tests A (Cold) and B (Dry heat) (with load)	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、ウ、エ、オ、キ、コ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	1. 基礎的・基盤的な分野	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月			4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60664-1	低電圧電力システム内装置用絶縁協調—第1部:基本原則, 要求事項及び試験	Insulation coordination for equipment within low-voltage supply systems—Part 1: Principles, requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、低電圧機器の絶縁協調を規定しているため、多くの製品安全規格に引用されている基本安全規格である。基本安全規格は、頻繁に改正することは避けるべきという意見がある一方で、規格が分かりにくいという意見が多かったことから、対応国際規格のIEC 60664-1は、基本的に技術的な内容を変更せず、より理解しやすい規格とするために改正された。項番号等が大きく変更されたため、今後において、多くの国際整合の製品安全規格から引用されることを考えて、JISも国際規格にあわせた改正が必要と判断した。	【期待効果】 項目番号等の変更が主であるものの、JIS C 60664-1も国際規格にあわせて改正することでより分かり易くなるものと判断した。日本はIEC 60664-1の改正による規格のガイド(TR 60664-2-1)改正を主体的に行うことになっているが、JIS C 60664-1が分かり易くなることで理解が促進され、ガイド作成への協力も得られるものと考ええる。なお、IEC 60664-1が理解しやすくなったという点で、国際の場ではガイド不要論も浮上したが、日本としては、具体事例が記載されているガイドは有用でありかつ必要であると訴え、現在に至っている。	主な内容は次のとおり。 A) 箇条4および箇条5の構成の見直し B) 附属書BおよびFの表への1 500 VDCの追加。 C) 表F.10を追加し、距離高度補正の更新。 D) 空間距離のプロローチャートを含む附属書Gを追加 E) 沿面距離のプロローチャートを含む附属書Hを追加		IEC 60664-1:2020	IDT	第2条の該当号: 第1号(寸法,構造)  対象事項: 一般電気製品	法律の目的に適合している。	利点: ア, エ, カ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格との整合	一般社団法人電気学会のWG	2022年1月	29.080.30	4
JSA	05 電気	改正	C60695-2-10	火災危険性試験—電気・電子—第2-10部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法—グローワイヤ試験装置及び一般試験方法	Fire hazard testing—Part 2-10: Glowing/hot-wire based test methods—Glow-wire apparatus and common test procedure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はシミュレーション技術を用いて短時間で火災危険性を評価するためにグローワイヤ試験装置及び一般試験方法について、IEC 60695-2-10を基に規定したものであるが、現行の規定では、関連規格との間において、グローワイヤ試験の各試験期間の用語・語句が不統一となっており、また、着火及び有炎燃焼の判定に関する指針が不明確であるため、市場の取引に不具合が生じている。これらの不具合が、基としているIEC 60695-2-10の2021年の改訂及び関連するIEC規格の改訂によって改善されている。このような状況から、JISにおいても、最新のIEC規格に整合した規定内容とするため、改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3)において、グローワイヤ試験の各試験期間の名称として、押付け期間、観察期間、火災事象期間などの用語を追加する。 ・箇条8(一般的な試験の観察及び試験結果の評価)を追加し、各グローワイヤ試験(C60695-2-11、C60695-2-12及びC60695-2-13に詳細規定)に関する一般事項を規定する。 ・附属書A(参考)(機器製造業者及びサブライヤー)を削除する。 ・現行規格で(参考)の附属書としての“着火及び燃焼の判定に関する指針”を、指針から要求事項に格上げして、(規定)の附属書とする。 ・附属書C(参考)(加熱電流値を用いるグローワイヤ温度測定システムの確認手順に関する指針)を、附属書B(参考)に置き換える。 ・附属書C(参考)を追加し、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を明示する。		IEC 60695-2-10:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60695-2-11	火災危険性試験－電気電子－第2-11部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法－最終製品に対するグローワイヤ燃焼性指数(GWEPT)	Fire hazard testing－Part 2-11: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire flammability test method for end products (GWEPT)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、火災危険性の指標として電氣的に加熱した熱源による熱的負荷を最終製品に与えたときの、火災影響の模擬試験方法について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察及び測定(簡条9)において、同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。		IEC 60695-2-11:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月		2
JSA	05 電気	改正	C60695-2-12	火災危険性試験－電気電子－第2-12部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ燃焼性指数(GWFI)	Fire hazard testing－Part 2-12: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire flammability index (GWFI) test method for materials	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の燃焼性試験に適用するグローワイヤ燃焼性指数(GWFI)を決定するためのグローワイヤ燃焼試験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(簡条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。		IEC 60695-2-12:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60695-2-13	火災危険性試験－電気・電子－第2-13部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ着火温度指数(GWIT)	Fire hazard testing－Part 2-13: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire ignition temperature (GWIT) test method for materials	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の着火性試験に適用するグローワイヤ着火温度指数(GWIT)を決定するためのグローワイヤ燃焼試験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(箇条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。		IEC 60695-2-13:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月			2
JSA	05 電気	改正	C60695-4	火災危険性試験－電気・電子－第4部－電気・電子製品のための火災危険性試験用語	Fire hazard testing－Part 4: Terminology concerning fire tests for electrotechnical products	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は電気・電子製品のための火災危険性試験用語を規定するため、2010年に改正したものであるが、それ以降に発行したC60695規格群において、技術進歩等を反映して用語の追加・削除、定義の変更等が行われたため、用語及び定義について、最新化する必要がある。なお、対応国際規格であるIEC 60695-4が2021年内に改訂版が発行される予定であり、国際規格との整合性を確保する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、C60695規格群及びこれらを引用する規格の用語及び定義が統一され、相互理解の促進が進み、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性などに寄与する。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・昨今の技術進歩等を反映して、C60695規格群に盛り込まれている用語の追加・削除、定義の変更などを反映する(急性毒性、残炎時間、残じん時間の削除など)。 ・IEC60695-4:2021(発行予定)が引用するISO13943:2017(火災安全－用語)において、追加・削除された用語及び定義について、附属書JAに反映する(absorptivity、active fire protection、controlled burnなどの追加・・・これらの和訳は審議で決定する)。		IEC 60695-4:2021(改訂中) Fire hazard testing－Part 4: Terminology concerning fire tests for electrotechnical products	IDT	第2条の該当号: 第5号(鉱工業の技術に関する用語)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年8月	01.040.13; 29.020		4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60695-6-1	火災危険性試験－電気電子－第6-1部:煙の遮光－一般指針	Fire hazard testing－Part 6-1: Smoke obscuration－General guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、煙不透過性に関する光学的測定、試験方法、試験結果データ及び危険性評価との関連性についてIEC 60695-6-1を基に規定したものであるが、火災評価技術の進歩によって、煙の遮蔽性に関する測定方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。そのため、対応国際規格のIEC 60695-6-1では、最新技術に基づく指数を導入するなどの規定の改訂を2021年に行った。このような状況から、この規格を対応国際規格と整合させ最新技術を反映した規定とすべく、早急に改正する必要がある。なお、この規格で測定方法として引用していたJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31は、今回の改正で削除予定であり、かつ、他の規格での引用・参照がないことから、この規格の改正に合わせて廃止する予定である。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3)において、引用規格として、現行規格でのISO 13943にJIS C 60695-4を加える。 ・この規格の“静的方法及び動的方法”の“静的方法(6. 1)”などにおいて、測定方法として引用しているJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31を削除し、代わりにISO 5659-2を参照する規定とする。 ・“静的方法及び動的方法”の“動的方法(6. 2)”において、最新技術に基づく指数として、SMOGRA (smoke growth rate) 指数に関する規定を追加する。 ・“試験方法”の“試験方法の検討(7. 1)”において、試験方法の選択に当たって、対象とする火災シナリオとの関連付けを追加する。		IEC 60695-6-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月			2
JSA	05 電気	改正	C60721-3-0	環境条件の分類－第3-0部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－通則	Classification of environmental conditions－Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities－Introduction	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS C 60721-3規格群は、全ての製品に共通する基本的な環境条件を規定するもので、製品規格で環境条件を規定する際に使用される規格群である。その中で、この規格は、保管、輸送、据付けなどの際に製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループ分類を規定したもので、この規格群を利用する場合の指針として、製品に環境条件を適用する際に常に参照される重要な規格である。対応する国際規格の第1版が1984年に制定されたが、近年のIEC 60721-3シリーズの規格の改訂に伴い、分類の厳しさの選択の指針が更新され共通となる情報だけに簡略化し、分かり易くするなどの改訂がされて、2020年に発行された。 この規格は、製品が受ける保管、輸送、据付けなどの際の環境条件を規定するJIS C 60721-3規格群の使用に際し、参照する基本的な規格であるため、当該JISを改正して近年のIEC60721-3シリーズの規格改訂を反映する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、製品がさらされる環境条件の適用や試験の厳しさの適用に活用され、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の適用範囲及び目的を統合し、適用範囲にまとめる。 ・引用規格及び用語及び定義は無いが、引用規格及び用語及び定義の箇条を形式的に追加する。 ・引用規格及び用語及び定義の箇条の形式的な追加に伴い、現行規格の箇条3(規格内容とその分類)を箇条4に変更する。 ・現行規格の箇条4(各分野の環境パラメータとその厳しさを選択するための判断資料)を、5.1(一般事項)及び5.2(試験の厳しさの確立)の箇条構成に変更する。 ・60721-3シリーズの各規程に利用の手引き及び試験の厳しさの記載があり重複するため、現行規格の箇条5(この通則の利用手引き)及び箇条6(環境パラメータごとの発生期間と発生頻度)を削除し簡略化する。		IEC 60721-3-0:2020, Classification of environmental conditions－Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities－Introduction	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月			5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60721-3-1	環境条件の分類-第3-1部:環境パラメータ及びその厳しきのグループ別分類-保管条件	Classification of environmental conditions - Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Section 1: Storage	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品又は包装された製品を保管するときにさらされる環境パラメータ及びその厳しきのグループの分類について規定したものである。近年の気候データの収集及び解析の結果、従来の九つの気候の型から五つに分類し、これに伴ない、規格内の表が更新される変更がなされ、対応国際規格は2018年に第3版が発行された。この規格は、製品又は包装された製品を保管するときに受ける環境条件を規定し、それに伴う環境試験を決定する重要な規格である。このため、国際規格との整合を図るとともに、環境試験を実施する際の環境条件を最新にすることは、我が国の電子・電気製品の開発に重要なため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格と整合する最新の分環境条件の分類クラスが規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく環境試験が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・国際規格と整合を図るため、簡条3の用語の追加、定義文の修正を実施する。 ・国際規格と整合を図るため、簡条4の一般事項の記載を簡略化する。 ・現行規格の簡条5のぶら下がり段落を解消する。 ・JIS C 60721-2-1の気候群の変更に対応して、参考であった付属書Cの熱帯の環境分類を取り込むと共に、保管状態に合わせて、各気象条件の分類である表1を屋外、屋内、密閉と3グループにわけける。 ・国際規格と整合を図るため、日射及び積雪に対応するクラスを新規に規定すると共に、特別な気象条件の分類である表2に日射及び積雪を環境パラメータとする項目を追加する。 ・国際規格と整合を図るため、機械的に活性化物質の分類である表5のクラスを更新する。 ・IEC TS 62131-5を基にした国際規格の見直しに対応して、機械的条件の分類である表6のクラスを更新する。	IEC 60721-3-0:2020, Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月			5
JSA	05 電気	改正	C61000-4-3	電磁両立性-第4-3部:試験及び測定技術-放射無線周波電磁界免疫試験	Electromagnetic compatibility(EMC) - Part 4-3: Testing and measurement techniques - Radiated, radio-frequency, electromagnetic field immunity test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、無線周波を妨害源とするイミュニティ試験方法について規定している。 近年、我が国の無線通信技術は飛躍的に進歩し、新たな無線通信システムが運用されているが、現行規格は、発行後9年が経過しており、規格として種々の問題が出てきている。この規格の対応国際規格であるIEC 61000-4-3では、次のような現状の問題点にも対応できる試験方法の規格とするための改訂が2020年に行われた。 ・6GHzを超える無線通信システムに適用できない。 ・床置形機器に対する試験で床80cm以下に照射される電界に関する規定がない。 ・試験する製品に接続するケーブルの配置方法が、明記されていない。 これらの問題点は、試験対象製品の制限、各試験所間での試験結果のばらつきの原因などとなること、及び最新の技術水準を反映した国際規格との整合を行うことで規定の充実化を図ることができることから、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、以下の効果が期待できる。 ・対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。 ・試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のばらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・近年及び将来の通信システムの高周波数化に対応するため、試験レベル上限周波数6GHzの記載を削除する。 ・床置形機器の評価方法をより明確にするため、試験セットアップ試験電界の定義である“電界均一エリア”の高さ規定を削除し、床置形機器の下方部分に照射する電界を定義できるようにする。 ・試験セットアップ(簡条7)について、試験する製品の接続ケーブルの処理法及び電界への曝し方を明確にし、試験所間のばらつきを小さくする。	IEC 61000-4-3:2020	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2021年10月	33.100.20	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-3-7	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-7部:検査及び測定－シングルモード光部品の光損失及び反射減衰量の波長依存性測定	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-7: Examinations and measurements－Wavelength dependence of attenuation and return loss of single-mode components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2009年に改訂されたIEC 61300-3-7(以下、対応国際規格という。)第2版を基に2012年に制定された。対応国際規格は、その後の使用実態に合わせて、用語及び定義の見直し、他、基準試験方法の削減、挿入損失と反射減衰量の計算式の修正、終端方法の追記、光源に関する特性の記載、双方向試験方法記載の簡略化、反射減衰量の単独測定方法の削除を行った第3版が2021年に改訂された。この規格は、伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などから引用されており、重要な規格である。計算式の修正など技術的な変更を行った対応国際規格と整合させる必要があるため改正する。	【期待効果】 伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などの商取引において、混乱を避けることができ、中小企業の市場参画を促進する効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1. 適用範囲 基準測定方法の削減 2. 記号及び略語 3.3 Quantity symbolsの追加 3. 概要 4.3用語及び定義の挿入損失及び反射減衰量の計算式の修正、4.4試供品の形態記述の詳細化、4.5測定方法の変更(構成例の簡略化) 4. 装置 終端方法の追記 5. 手順 反射減衰量単独測定方法削除 附属書C 終端に関する情報の追加		IEC 61300-3-7:2021	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験、検査、検定又は測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月			1
JSA	06 電子	改正	C61300-3-30	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-30部:検査及び測定－角形フェルールの端面形状	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-30: Examinations and measurements－Endface geometry of rectangular ferrule	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ガイドピンで位置決めする多心光ファイバコネクタ用フェルール及び光コネクタの表面幾何形状の測定手順について規定したものであり、2003年に第1版として発行されたIEC 61300-3-30に対応国際規格として、2010年に制定された。その後、IEC 61300-3-30は、端面形状指数、マイナスコブラリテイ、コアディップなどの新しいパラメータを追加するなど、2020年に第2版が発行された。これらの新しいパラメータについては、光ファイバコネクタ光学互換に関して規定するJIS C 5965-3-31などの規格において、その要求値が規定されており、多心角形フェルール光コネクタの性能を満足するために必要不可欠なものとなっている。こうしたことから、対応国際規格をはじめ、関連JISとの整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即し、新たなパラメータの測定方法を追加するなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、対応国際規格を是ははじめ、関連するJISと整合が図られることから、業界の混乱回避に寄与することが期待できる。また、光学互換に規定する各種パラメータの測定方法が規定されることによって、光コネクタの性能の維持向上が図られることから、円滑な商取引を促し、市場の活性化に寄与することも期待できる。	主な改正点は次のとおり。 国際規格等との整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即し、 1. 測定領域において、各領域の定義を明確にする。 2. 装置において、三次元干渉計表面解析装置を構成する干渉顕微鏡の校正するパラメータを追加する。 3. 手順において、マイナスコブラリテイの決定などの手順を追加する。 4. 個別に報告する事項において、測定不確かさを追加する。 5. 附属書において、マイナスコブラリテイ、コアディップ及び端面形状指数の計算方法を追加する。		IEC 61300-3-30:2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-30: Examinations and measurements－Endface geometry of rectangular ferrule	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法) 対象事項: 光ファイバコネクタ類	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月			5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-3-33	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-33部:検査及び測定－ピンゲージを用いた割りスリーブのフェルール引抜き	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-33: Examinations and measurements－Withdrawal force from a split sleeve using pin gauges	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光コネクタプラグのフェルールを模擬したピンゲージを用いて、光アダプタ又は光レセプタクルの割りスリーブの引抜き力を測定する方法について、IEC 61300-3-33 Ed.2を対応国際規格として制定したものである。しかし、対応国際規格は2022年1月にEd.3として改訂され、測定装置の詳細情報及びピンゲージの仕様が追加された。また、これによって規格の箇条構成が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 測定方法の詳細な仕様を規定する改正を行うことによって、割りスリーブの特性をより正確に評価することができるようになり、取引の合理化及び円滑化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の箇条を追加する。 ・装置(現行規格の箇条4) －装置の構成要素(支持板、引張り発生器、力指示計、可とう性連結具)を追加する。 －図1を全ての構成要素を含んだ図に変更する。 －ピンゲージの仕様(対応国際規格のTable 1)を追加する。 －溶剤の記載内容を手順の箇条に移す。 ・測定の設定(現行規格の箇条5)を削除し、記載内容を装置の箇条に移す。 ・データ分析(現行規格の箇条7)を削除し、記載内容を手順の箇条に移す。		IEC 61300-3-33:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月			1
JSA	06 電子	改正	C61300-3-34	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-34部:ランダム接続時の挿入損失(追補1)	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-34: Examinations and measurements－Attenuation of random mated connectors (Amendment 1)	【改正する理由(必要性)】 この規格は、ランダム接続時の光コネクタの挿入損失の平均値及び統計分布の測定方法について規定したもので、IEC 61300-3-34:2009を基に、2012年に発行された。この規格では、試験装置の励振条件の規定に、JIS C 61300-1(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第1部:通則)の附属書B(励振条件)を引用している。しかし、JIS C 61300-1では、2019年の改正で、本文の規定として励振条件を規定した附属書Bが削除された。このため、JIS C 61300-1での引用部分が特定できない問題が生じているため、改正が必要であり、変更点が少ないことから追補による改正を予定している。	【期待効果】 改正によって、測定及び試験を行う際の励振条件を明確化でき、規格に基づく試験の適正化を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“装置”の“励振器”において、励振条件として記載しているJIS C 61300-1の“附属書B(励振条件)”を“箇条10(励振条件)”に置き換える。		IEC 61300-3-34:2009	MOD	第2条の該当号: 第4号(測定方法)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年4月	33.180.20	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C61326-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性(EMC)要求事項—第1部:一般要求事項	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements—Part 1: General requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000V以下若しくは直流1500V以下の、電源若しくは電池で動作する電気装置、又は測定対象の回路からの電源で動作する電気装置の電磁両立性(EMC)に関するイミュニティ及びエミッションの要求事項について規定したものであり、2017年に制定された。 近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、この規格の対応国際規格であるIEC 61326-1も、2020年に、装置のイミュニティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げるなど、試験レベル及び性能要求が改訂され、さらにはリスクアセスメントのガイドが追加されている。 このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、計測用、制御用及び試験室用の電気装置の電磁両立性の性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・イミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・電磁両立性の分析と評価のためのリスクアセスメントガイドを追加する。	IEC 61326-1: 2020 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 計測用、制御用及び試験室用の電気装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年7月		5	5
JSA	05 電気	改正	C61326-2-1	計測、制御及び試験室用の電気機器—電磁両立性(EMC)要求事項—第2-1部:個別要求事項—EMC防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use—EMC requirements—Part 2-1: Particular requirements—Test configurations, operational conditions and performance criteria for sensitive test and measurement equipment for EMC unprotected applications	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 61326-1の適用範囲に加えて、製造業者が指定する、操作上及び/又は機能上の理由によって電磁両立性(EMC)防護を施せない、(装置の内部及び/又は外部に)試験及び測定用の回路がある装置の、より詳細な試験配置、動作条件及び性能評価基準について規定したものであり、2017年に制定された。 対応国際規格であるIEC 61326-2-1(2012)は、計測器などの電磁両立性(EMC)の一般要求事項を規定するIEC 61326-1(2012)との差分を規定する形式としており、2020年、IEC 61326-1が最近の技術進歩の実態に即し、イミュニティ試験レベル及び性能要求事項の変更、リスクアセスメントのガイドの追加など改訂されたことから、これに合わせ改訂された。 こうしたことから、対応国際規格との整合を図るため、この規格もJIS C 61326-1(対応国際規格IEC 61326-1)の改正に合わせて、同様の改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、EMC防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の電磁両立性の性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・イミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更する。 ・可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更する。 ・電磁両立性の分析と評価のためのガイドを追加する。	IEC 61326-2-1: 2020 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 2-1: Particular requirements — Test configurations, operational conditions and performance criteria for sensitive test and measurement equipment for EMC unprotected applications	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 計測用、制御用及び試験室用の電気装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年7月		5	5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C62024-1	高周波誘導部品—電気的特性及び測定方法—第1部:ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 1: Nanohenry range chip inductor	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタの電気的特性及びその測定方法について、規定したものである。その中の直流抵抗値の測定方法が、インダクタ製造業者での測定の実態と乖離してきたことから、この規格の対応国際規格であるIEC 62024-1では、2017年にインダクタメーカーで一般的に使用されている測定方法を追加する改訂を行った。JISにおいても、対応国際規格と整合させるとともに市場の実態に即した規定内容とするために、改正を行う必要がある。	【期待効果】 改正によって対応国際規格に沿った規定に整合化することで、国内における受渡当事者間での取決めが簡素化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の箇条構成に沿って、“用語及び定義”の箇条を追加する。 ・“直流抵抗”において、測定方法として現行規格に規定している“ブリッジ法”に加えて、一般的に用いられている“電圧降下法”を追加する。		IEC 62024-1:2017, High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 1: Nanohenry range chip inductor	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		5
JSA	06 電子	改正	C62024-2	高周波誘導部品—電気的特性及び測定方法—第2部:DC/DCコンバータ用インダクタの定格電流の決め方	High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 2: Rated current of inductors for DC to DC converters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、DC/DCコンバータにおいて、平滑回路として用いられる重要な電子部品であるインダクタの定格電流を決め方を規定した規格である。この規格の対応国際規格IEC 62024-2では、我が国からのインダクタの生産、販売、測定技術などの市場実態に沿ったインダクタの定格電流の測定方法を追加する提案が承認され、2020年3月に改訂された。このため、JISにおいても、対応国際規格と整合させるとともに、市場の実態に即した規定内容に改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内における受渡当事者間での取決めが簡素化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“温度上昇許容電流の測定方法”の“プリント配線基板を用いる方法”において、次の変更を行う。 － “回路のパターン幅”の表に、定格電流クラスの欄を設ける。 － 定格電流クラスごとの“回路パターンの幅と厚さ”を規定する一覧表を追加する。 － “プリント配線板”において、“SMDタイプ用プリント配線板”の図を、定格電流クラスで分けた図とする。現行規格に記載の図は定格電流クラスAに適用し、定格電流クラスB～Dに適用する図を追加する。 － この細分箇条で規定している図及び表の寸法の適用を、現行規格での“推奨事項”から“要求事項”に変更する。		IEC 62024-2:2020, High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 2: Rated current of inductors for DC-to-DC converters	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	D5302	二輪自動車用鉛蓄電池	Lead-acid batteries for motorcycles	【制定・改正する理由(必要性)】 二輪自動車の始動、点灯、点火などに使用する鉛蓄電池について、1951年にJISが制定され、2004年に現行規格が改正された。この現行規格に対して、市場の要望を反映して、試験方法及び要求事項の明確化した規格として、2019年にIEC規格(IEC 60095-7 General requirements and methods of test for motorcycle batteries)が制定された。わが国でも試験方法及び要求事項の明確化は有効であり、かつ、国際規格との整合を図る必要もあって、このIEC規格を基礎として現行規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、品質の改善及び明確化が期待され、その結果、生産性の向上及び産業の合理化に寄与することが期待される。この改正によって、国際規格との整合を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(簡条1):IECと整合させ、パワー・スポーツ車両等を追加し、ハックアップ電源、内燃機関を搭載した車両の補機、eバイクなどに使用する鉛蓄電池は適用範囲外とする。 ・用語及び定義(簡条2):IECと整合させ、コールドクランキング電流、充電受入性等を追加する。 ・出荷条件(簡条5):IECと整合させ、VRLAと液式の出荷条件を規定する。 ・一般要求事項(簡条6):IECと整合させ、公称電圧表示、コールドクランキング表示、リサイクルラベル表示などを追加する。 ・一般試験条件(簡条7):IECと整合させ、試験電池の出荷日からの日数を規定、試験手順を規定する。 ・試験方法(簡条8):IECと整合させて、試験方法を規定する。 ・要求事項(簡条9):IECと整合させて、要求事項を規定する。	—	IEC 60095-7:2019 Lead-Acid Starter Batteries - Part 7: General requirements and methods of test for motorcycle batteries	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、性能試験方法、検査方法) 対象事項: 二輪自動車用鉛蓄電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電池工業会のWG	2021年4月	29.220.20; 43.140	5
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary - Part 815: Superconductivity	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815(International Electrotechnical Vocabulary -Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするため、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の項を追加する。 ・「応用技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導マグネット及び電力機器の応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。	—	IEC60050-815:2022(発行予定)	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: 超電導	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的の分野の規格)	—	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月		1

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9005	品質マネジメントシステム 持続的成功の指針	Quality management systems - Guidelines for sustained success	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、組織が顧客及び社会への価値提供に焦点を当てた事業運営、事業環境の変化への的確な対応及びもつべき能力を実装したマネジメントシステムの構築・運用に焦点を当てた持続的成功を実現するための品質マネジメントシステム(QMS)についての指針を定めたものである。制定(2014年)から7年が経過し、近年の持続可能性に関する議論、顧客との共創、DX(デジタルトランスフォーメーション)活用による価値創造、人的資源に関する多様な価値観や働き方への柔軟な対応、品質不祥事の再発防止・未然防止の徹底、経営・事業における品質部門の役割強化など、組織を取り巻くこうした社会環境の変化に対応するための見直しが必要となっている。また、この間、引用規格であるJIS Q 9000の改正、この規格が対象とするQMSに関する規格である、JIS Q 9001及びJIS Q 9004の改正、更にはパフォーマンス改善に関するJIS Q 902X規格群の制定・改正もあったことから、近年の社会環境の変化に対応したマネジメントシステム構築・運用のための具体的な手引として充実を図るとともに、関連規格との整合性を維持しつつ、関係性を整理するため、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、近年の社会環境の変化に対応したマネジメントシステム構築・運用のための具体的な手引として充実が図られることから、組織が効果的かつ効率的に自身の総合的なパフォーマンスを継続的に改善し、顧客、社会及びその他の利害関係者に満足を与える製品・サービスを提供することによって、顧客価値及び社会的価値を創造し、その結果として組織の存在意義を高めることが可能となる。また、本規格に沿ったQMSを組織が構築・運用することによって、市場のニーズの多様化、技術革新など、組織を取り巻く事業環境の変化を迅速に察知し、対応することが可能となることから、組織が競争優位を維持して持続的成功を実現し、国内産業の発展と持続可能な社会の実現に寄与することが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の持続可能性、SDGsやESG投資に関する議論と、顧客価値提供との関係の明確化のため、規格全体を通して、社会的価値の提供に関する規定を追加する。</li> <li>・ビジョン、経営理念、事業戦略の達成活動と、顧客価値提供の実現のためのQMS運営との融合、統合化の実現のため、事業シナリオの策定や年度事業戦略、方針の策定及び展開に関する規定を追加する。また、JIS Q 9023 (方針管理の指針)への参照を追加する。</li> <li>・最高品質責任者(CQO)の任命と果たすべき役割の明確化、経営・事業における品質部門の役割強化のため、これに関する規定を更新又は追加する。</li> <li>・DX(デジタルトランスフォーメーション)を駆使した新たな顧客価値創造、組織運営の効率化・自動化への対応のため、経営資源の一つとしてデジタルインフラを加え、これに関する規定を追加する。</li> <li>・働き方改革、多様性(ダイバーシティ)推進、外部人材の積極的な獲得など、人的資源に関する多様な価値観、様式に対応できる経営・業務運営体制の在り方に関する変化への対応のため、組織の人々や業務環境に関する規定を更新する。</li> <li>・品質不祥事の再発防止、コンプライアンス順守の観点からのQMSの運営基盤の強化のため、組織運営の透明性、説明責任及び内部統制に関する規定を追加する。また、検査・試験データの管理や重要品質問題への対応等に関する規定を追加する。</li> <li>・箇条8(製品・サービス実現)を中心に、顧客やパートナーとの「共創」(顧客との共創、オープンイノベーション的共創)に関する規定を追加する。</li> <li>・規格全体を通して、現行JISが制定された2014年以降に制定又は改正された関連JISの用語や概念等との整合を図る。</li> </ul>			第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、エ、オ、ク</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格)		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年1月	03.120.10	4	
JSA	03 適合性評価	改正	Q17030	適合性評価-第三者適合マークに対する一般要求事項	Conformity assessment - General requirements for third-party marks of conformity	<p>【必要性】</p> <p>この規格は、第三者適合マークに対する一般要求事項を規定するものであり、ISO/IEC 17030:2003を基に2004年に制定したもので、電子的に保存及び表示されたマーク、機械可読コード、ブロックチェーン分散台帳又はその他の電子的手段を用いたデジタル表現を含む、異なる形態及び様々な媒体で発行及び使用される第三者適合マークに対して適用することができるものである。その後、ISO/CASCO(適合性評価委員会)において改訂作業が行われ、サーベイランスに関する要求事項を明確化し、ロゴ・シンボル・マークを明確化し、CASCOツールボックス(17000シリーズ規格)の文言との整合をはかり、適合性評価規格に定義された適合性評価の対象に基づいて発行された第三者適合性マークの使用に関するガイダンスを附属書Aとして追加して2021年9月に改訂版が発行された。このような状況から、第三者適合マークの国内における運用も国際規格に適合した運用とする必要があり、国際規格への整合を図るとともに実態に即したものとするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正規格の使用により、最新の国際規格と同等に、①第三者適合マークを使う場合に一律なアプローチが可能になる、②既存の国際規格等における第三者適合マーク関連の規定のギャップを埋めることができる、③第三者適合マークの様々な使い方から起こり得る問題に対処できる、④第三者適合マークを使用するための明確かつ合理的な基礎を共有できるなどの効果が期待できる。</p> <p>また、これらの効果から、国内の第三者適合マークに対する共通理解が一層深められるとともに、広く運用されている各種の第三者適合評価制度のマークの適切な使用が維持・促進され、市場での制度の信頼性向上及び活用拡大も期待できる。このような第三者適合性評価制度の基盤の強化と発展は、商取引の効率化や貿易障壁の排除にも更に寄与する。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーベイランスに関する要求事項を明確化。</li> <li>・ロゴ・シンボル・マークを明確化。</li> <li>・CASCOツールボックス(17000シリーズ規格)の文言との整合。</li> <li>・適合性評価規格に定義された適合性評価の対象に基づいて発行された第三者適合性マークの使用に関するガイダンスを附属書Aとして追加。</li> </ul>		ISO/IEC 17030:2021	IDT	第2条の該当号: 第10号(役務の内容)	法律の目的に適合している。	<p>利点:</p> <p>ア、イ、エ、カ、キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格)		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	03.120.20	3

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q20000-2	情報技術—サービスマネジメント—第2部:サービスマネジメントシステムの適用の手引	Information technology - Service management - Part 2: Guidance on the application of service management systems	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS Q 20000-1(情報技術—サービスマネジメント—第1部:サービスマネジメントシステム要求事項)に基づくサービスマネジメントシステムの適用に関する手引について規定したものである。 前回改正(2013年)から8年が経過し、対応国際規格であるISO/IEC 20000-2が2019年8月に改訂され、また、この規格が対象とするサービスマネジメントシステム規格のJIS Q 20000-1も2020年に改正された。これらの規格は、近年のIT進化により、特にITを活用した、例えば、電車の運行状況を知らせるサービスでは、利用者は電車の混雑状況情報をただ享受するのではなく、利用者自らが体験している電車の混み具合をサービス側に提供するという「供給者として行動する顧客」という概念を含む新しいサービス形態や、複数サービスがシームレスに複合することで実現されている、例えば、見た目は定期券であるICカードが、同時にクレジットカードであり、現金カードであり、ポイントカードであるような新しいサービス提供体制などに対応するために見直しが行われた。 こうしたことから、対応国際規格及びJIS Q 20000-1との整合を図り、今後ますます進化するITサービス化に対応したサービスマネジメントシステム導入のための統合的管理のガイドとして充実を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、新しいサービス形態や新しいサービス提供体制の実現についての具体的な手引として充実が図られることから、ITサービス化を円滑に進め、ポスト新型コロナウイルス時代に対応したITサービス社会の形成の一助となることが期待される。また、サービスミナントロジックの考え方に沿えば、人に作用するすべての事象はサービスとして理解される。2025年の崖を乗り越え、デジタルトランスフォーメーションを成し遂げるに際して、本規格に沿ったサービスマネジメントシステムの実現は、サービスの連携性・持続性・メンテナンス性の向上を担保することになる。結果としてサービス自体の足腰の強化につながるため、サービス業界およびIT業界の市場の拡大に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS Q 20000-1:2020が組織は何をすべきかに焦点を合わせ、要求事項を満たす手段に自由度を与える規定になったため、その手段等に関するより詳細で説明的な規定を追加する。 ・対応国際規格との整合を図るため、要求事項として、サービスマネジメントシステムの支援としての“知識”、及びサービスポートフォリオとしての“資産管理”を新規に追加する。	ISO/IEC 20000-2:2019 /AMD 1:2020	IDT	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法)  対象事項: ITサービスマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	特定非営利活動法人itSMF JapanのWG	2021年11月	35.020.03.080.99	4	
JSA	07 情報	改正	Q31010	リスクマネジメント—リスクアセスメント技法	Risk management - Risk assessment techniques	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、リスクアセスメントのための体系的な技法の選択及び適用に関する手引きを提供するものである。2012年に制定されてから約10年が経過し、技術の進歩によって、リスクアセスメントのための技法は進化を遂げ、使われる分野もオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりをみせている。リスクを特定・分析・評価するために適用対象に応じて最適な技法を選択することは、リスクマネジメントの観点から、ますます重要となっている。その状況を反映し、現在及び将来のニーズに応えるために、対応国際規格IEC/ISO 31010:2009は、新たにIEC 31010として2019年に改訂された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場や技術の実態に則し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、複雑化した社会の最新の状況に対応したリスクアセスメントを行うことができるようになることから、より適切なリスクマネジメントを行うことが可能となり、総合信頼性を高める効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重要概念の説明(簡条3及び4) リスクアセスメントの概念の理解に必要な、“機会”、“脅威”、“リスク誘因”などの用語を定義する。また、中核的概念である“不確かさ”、“リスク”について説明する。 ・プロセスの詳述(簡条5及び6) JIS Q 31010(リスクマネジメント—指針)と重複する事項を削除し、技法の使用の計画、実施、検証及び妥当性を確認するプロセスをより詳細に示す。 ・新技法の追加(附属書A及びB) オープンシステムのような複数の利害関係者が関与する複雑系のリスクを分析するシンディニクアプローチ、個人のプライバシー、個人情報に影響するリスクを分析するためのプライバシー影響分析/データ保護影響分析などを新たに取り入れ、現行版の31技法から41技法に増やす。 ・技法の体系化(附属書A及びB) 適切な技法を選択するために各技法の特性、適用できる範囲、位置付けなどを更に詳細に体系化した分類で示す。	IEC 31010:2019 Risk management - Risk assessment techniques	IDT	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の設計方法)  対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月		5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	T1022	病院電気設備の安全基準	Safety requirements of electrical installations for medically used rooms in hospitals and clinics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、医療用電気機器などの使用上の安全確保のため、病院、診療所などに設ける電気設備のうち、医用接地方式、非接地配線方式及び非常電源に対する、安全基準及び施設方法について規定したものである。 現在の医療において、医療用電気機器(以下、ME機器といふ。)への電力供給は、信頼性が高いものでなければならない。また、ME機器の故障などが患者に悪影響を与えてはならない。こうした観点で、病院電気設備の安全性の更なる向上を目的として、実運用上の煩雑さを軽減するため、非常電源の種類を減らし、併せて、各種ME機器への適用基準を見直し、医用接地方式並びに検査及び保守についても改正を行う。また、最近の電磁環境を踏まえ、EMCの影響を低減することが求められていることから、これらに対応するため、実態に即した改正を行うことが必要である。	【期待効果】 この規格の改正によって、非常電源の適用が簡素化され、適用上の煩雑さが軽減されるとともに、運用の信頼性の向上が図られる。また、医療施設の施設担当者において、EMC環境改善の認識が向上し、非常電源及び接地設備のより一層適正な運用が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・医用接地方式 医用室の種類及びME機器に適用する医用接地方式について、新たな医用室等を追加する。 接地センターの設置条件として、医用室の大きさの条件を追加する。 等電位接地患者環境に関するIEC60060-1の改正と国内基準との整合性を踏まえた基準とする。 ・非常電源 非常電源のうち、一般非常電源と特別非常電源を一本化し、非常電源を一般非常電源及び無停電非常電源の2種類とする。 上記の変更に伴い、非常電源とME機器との対応を変更する。 ・検査及び保守 検査保守に関して、新築工事の完成検査及び定期検査のほか、改修工事も追加する。 ・その他 ME機器等に対するEMCの影響を低減するため、電源配線への推奨事項を定性的に規定する。		無	第2条の該当号: 2(病院電気設備の電気安全に関する設計方法及び使用方法)  対象事項: 病院電気設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ  欠点: いずれも該当しない。	3.強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格)	—	一般社団法人電気設備学会のWG	2022年7月			2
JSA	07 情報	改正	X0308	国際標準レコーディングコード(ISRC)	International Standard Recording Code (ISRC)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、個々のレコーディングを一義的に識別するための標準コードについて規定したものである。CD、ビデオ、インターネット配信、放送などの多岐にわたる媒体で利用され、音楽レコーディングの流通及び著作権処理を円滑にするための識別子である国際標準レコーディングコード(ISRC)の構成及びその付与の方法を規定している。しかし、ISRCはその普及に伴い、国ごとに枠の固定された従来の方式では識別子空間が足りなくなる恐れが生じており、また、より柔軟性が高く、かつ、正確性も担保できる付与方式が望まれるようになってきていた。 これに応じるため、対応国際規格であるISO 3901は、新しい識別子の構成とそれに応じた付与方法が盛り込まれ、2019年に改訂された。国内でもこの新しい国際標準レコーディングコード方式に応じた割当て及び付与を可能にする必要があり、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、より柔軟なISRCの付与が可能となり、より広い応用に適用できるようになる。また、更なる普及が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・レコーディング番号の構成において、現行では「国名コード(2桁)」+「登録者番号(3桁)」としている部分を「接頭コード(5桁)」とし、有効な識別子の範囲を広げるよう改める。 ・ISRCの割当てに関する規定について、運用の手引としている付与及び割当てに関して、本体に新たな箇条を設け、ITシステムによる自動付与を可能とするなど、あらた新しい構成に対応したISRC付与の方法を規定する。	ISO 3901:2019	IDT	第2条の該当号: 第6号(構造)  対象事項: 国際標準レコーディングコード	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2021年10月	01.140.20	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X3001-1	プログラム言語Fortran 第一部:基底言語	Programming languages -- Fortran -- Part 1: Base language	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、Fortran基底言語で表現するプログラムの形及びその解釈について規定している。Fortranは、パソコンからスーパーコンピュータまでの様々な計算機で、科学技術計算などのプログラム開発に使われる利用者インターフェースである。この規格に対応する国際規格はISO/IEC 1539-1であり、2018年11月に最新の改訂が行われ、並列計算、精度保証、例外処理、他言語との相互操作性などの性能・品質・利便性に関わる新しい機能が多く追加された。こうしたことから、対応国際規格との乖離を解消し、利用者の利便性向上を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際競争力の高い製品(コンバイラ関連製品)の開発が容易になる。また、対応国際規格に対応した製品機能を正しく適切に利用できるようになるため、利用者の生産性の向上及び生産物の品質向上が期待できる。さらに、現行規格では定義されていない新しい用語・概念・表現が標準化され認知されるため、商談・取引及び技術交流が円滑になり、市場の活性化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・利用者が複数のimageを同時に実行する並列プログラムを記述できるようにするため、プログラムのinstanceをimageと定義し、imageを跨いで利用できるデータ(coarray)に関する規定を追加する。 ・C言語プログラムとの相互の呼出しを容易にするための機能を規定する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559:2011(浮動小数点数算術演算の技術標準)に準拠するための機能拡張を規定する。 ・組込み手続及び組込みモジュール手続を追加する。		ISO/IEC 1539-1:2018, Information technology -- Programming languages -- Fortran -- Part 1: Base language	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成及び使用の方法)  対象事項: プログラム言語	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年1月	35.060	4
JSA	07 情報	改正	X3002	電子計算機プログラム言語COBOL	Information technology -- Programming languages -- COBOL	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、COBOLの構文及び意味について規定したもので、ISO/IEC 1989:2002を基に2011年に改正されている。その後、対応国際規格は、プログラム言語の仕様に市場のニーズを取り入れる形で2014年に改訂され、動的に伸縮する変数や配列、ISO/IEC/IEEE 60559が規定する十進浮動小数点数の扱いや丸めの指定など、大小多数の新機能が組み入れられた。こうした仕様は、世界のCOBOL処理系の開発者(Gnuコミュニティを含む。)によって選択的に実装されつつある。しかし、これらの新機能に対応するJISが整備されていないことで、一般のCOBOLプログラマーが、新しい機能を仕様全体との関係で理解する機会がないのが現状である。このような状況から、こうした現状を改善するために、技術の実態に即して、最新の対応国際規格と整合させるよう、JISの改正の必要がある。	【期待効果】 JISを改正することによって、これらを使ったプログラミングがされ、COBOLで書かれたシステム開発及び保守の効率向上に寄与することが期待できる。また、個々の仕様との整合性、他の処理系との互換性の度合いなどを測ることが可能となり、効率向上に寄与するとともに、一般プログラマーが安心して利用することができるようになることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動的に伸縮する変数、及び動的に容量の変わる配列を導入する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559の改正で規定された十進浮動小数点数を扱う変数及び演算(丸め方法を含む。)を導入する。 ・各種の組込み関数(日付、時間、文字列操作など)を追加する。		ISO/IEC 1989:2014, Information technology -- Programming languages, their environments and system software interfaces -- Programming language COBOL	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法、使用方法)  対象事項: 電磁的記録(プログラム言語)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	35.060	3

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X4177-7	文書スキーマ定義言語(DSDL)―第7部:文字レパートリ記述言語(CREPD)	Information technology – Document Schema Definition Languages (DSDL) – Part 7: Character Repertoire Description Language (CREPD)	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、Character Repertoire Description Language (CREPD: 文字レパートリ記述言語)を規定するもので、ISO/IEC 19757-7:2009を基に2011年に制定されたものである。 グローバルな電子化情報交換の普及に伴い、国際符号化文字集合(UCS)にある文字すべてを無制限に使うのではなく、使える文字符号と文字符号列を明示し、制限することが必要となっている(実装負担の軽減)。近年、UCSのAnnex Aに記載されているサブレパートリが増加している。また、JIS独自に附属書として、代表的な字体セットのための制限を記載することにより、Unicodeにあるすべての文字が野放図に使われていくことを抑止する効果が期待できる。</p> <p>また、JIS独自に附属書として、代表的な字体セットのための制限を記載することにより、Unicodeにあるすべての文字が野放図に使われていくことを抑止する効果が期待できる。</p> <p>対応国際規格ISO/IEC 19757-7:2009は、使える文字符号の制限を記述するために制定された。その後、文字符号の集合だけではなく、文字符号の列(漢字の後に異体字シーケンスを置いたものはこれに該当する)の集合を記述する必要が生じ、この内容を盛り込んで2020年に改訂がされた。日本においては、この拡張を図ることによって、どの漢字のあとにどのIVSが使えるかが記述できるようになる。このような状況から、IVSが普及しつつあるいま、国際規格との整合及び技術の実態に即した内容にJISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 JISを改正することによって、UCS準拠を担保した上で、様々な使用用途に応じた符号列を含む文字符号セットの記述が容易となる。また、使用可能な符号位置が明確に制限されるため、府庁間、国地方間を跨ぐ情報交換の文字符号レベルでの曖昧性が排除されること また、JIS独自に附属書として、代表的な字体セットのための制限を記載することにより、Unicodeにあるすべての文字が野放図に使われていくことを抑止する効果が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・簡条5に、文字符号の集合だけではなく、文字符号の列の集合を扱うことを加え、大幅に拡充する。 ・簡条6“表記法”において、文字符号を検査するのかが、それとも文字符号の列を検査するのかを指定する属性を追加する。また、改正前の版との混同を避けるため、CREPDスキーマの名前空間の名称を変更する。 ・簡条7“意味”において、レジストリとしてUnicode漢字字形データベース(Uncode Ideographic Variation Database)を導入する。 ・附属書Bに、文字符号の列の集合を記述した例を追加する。 ・新たに附属書Cを設け、主な改正点を列挙する。</p>		ISO/IEC 19757-7:2020 Information technology – Document Schema Definition Languages (DSDL) – Part 7: Character Repertoire Description Language (CREPD)	IDT	<p>第2条の該当号: 第6号、第7号(電磁的記録の構造、電磁的記録の作成方法、使用方法) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。</p>	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月			5
JSA	07 情報	改正	X6233	情報の交換及び蓄積用のデジタル記録媒体―120mm3層(100ギガバイト/ディスク)BD書換形ディスク	Digitally recorded media for information interchange and storage – 120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、記録形BDディスクのうち、記録容量100GBの書換形光ディスクの機械的・物理的・光学的特性を規定するとともに、光ディスクを用いての情報交換を可能にする記録及び未記録の信号品質、データフォーマット及び記録方法について規定したもので、Blu-ray Disc Association (BDA)において2012年に作成されたBDの物理フォーマットをベースにして作成されたISO/IEC 30193:2016を基礎として、2017年に制定されたものである。 その後、市場では映像の高精細化が進展し、4k・8k放送が開始されたことを受け、2017年12月にはBDAにおいて、4k・8k放送録画対応としてBDの記録形ディスクフォーマット仕様がアップデートされ、これを受けて、ISO/IEC 30193:2016は、4k・8k放送録画対応のため、4倍速読取りディスクに関する規定を盛り込むなどの改訂が2020年に行われた。 このような状況から、近年の技術の実態や市場のニーズに対応するため、及び国際規格との乖離を解消するため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 この改正によって、国際規格に整合した品質の4k・8k対応BDの普及が促進されることから、市場の安定及び消費者保護が図られるとともに、光ディスク分野における、日本企業の国際競争力強化に寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、8K及び4K映像のための4倍速読取りディスクも適用対象となるよう改める。 ・記録層の試験方法において、4倍速読取りディスクを試験するための基準サーボ及び測定方法、並びに4倍速読取りディスク用の規格値を追加する。 ・記録層の特性において、8k及び4k映像記録の著作権保護情報記録領域の規定を新たに追加する。</p>		ISO/IEC 30193:2020 Information technology – Digitally recorded media for information interchange and storage – 120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	IDT	<p>第2条の該当号: 第1号、第4号、第6号、第8号(形状、寸法、構造、品質、性能、試験方法、測定方法) 対象事項: 120 mm 3層(100ギガバイト/ディスク)BD書換形ディスク</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。</p>	2. 消費者保護の観点から必要な分野	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	35.220.30	5		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X6255	長期データ保存用光ディスクのためのデータ移行方法	Data migration method for optical disks for long-term data storage	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、長期データ保存用のDVD-Rディスク、DVD-RWディスク、DVD-RAMディスク、+Rディスク、+RWディスク、CD-Rディスク、CD-RWディスク、BDレコーダブルディスク及びBD書換形ディスクのためのデータ移行方法について規定している。</p> <p>情報を長期保存できる記録形DVD媒体に記録したデータの保存状況を定期的に試験し、試験結果によって別媒体にデータ移行することで長期間保管できる方法として、2011年に制定され、その後、対応国際規格であるISO/IEC 29121の改訂に合わせて、対象の光ディスクを、記録形CD・記録形BDに拡張するなど、2度の改正を行ってきた。</p> <p>今回、ISO/IEC 29121においては、日本からの提案によって、対象ユーザをプロフェッショナルから一般へ拡大するための改訂が行われ、2021年に発行されたことから、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、対象とするユーザが、プロフェッショナルから一般へと拡張され、光ディスクによる長期データ保存を付加価値とする光ディスクの市場を大きく拡張できることが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>国際規格との整合を図るため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定期性能試験において、試験方法をより明確に規定する。</li> <li>2. 定期性能試験において、試験間隔の計算に必要な推定寿命をより明確に規定し、また、寿命試験の基準となる試験方法としてJIS X6256を引用する。さらに、附属書E及び附属書Fを参考から規定に変更する。</li> <li>3. 試験ドライブの要求事項を、ユーザの使用条件を考慮して変更する。</li> <li>4. 試験環境条件を新たに規定する。</li> </ol>		ISO/IEC 29121:2021, Information technology – Digitally recorded media for information interchange and storage – Data migration method for optical disks for long-term data storage	IDT	<p>第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)</p> <p>対象事項: 長期データ保存用光ディスク</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月			5
JSA	07 情報	改正	X6257	長期データ保存用光ディスクの品質判別方法及び長期保存システムの運用方法	Quality-discrimination method of optical disks and operating method of storage-system for long-term data preservation	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、光ディスク媒体及び光ディスクドライブを適切に使用して、長期間デジタルデータを保存するための光ディスクの品質判別方法及びデータの長期保存システムの運用方法について規定したものである。</p> <p>2017年の制定以降、電子化文書作業の指標として活用され、デジタル資料の長期保存及び電子図書館化の推進に寄与してきたが、その一方で、運用を通じて、次のような新たな課題やニーズも浮かび上がってきており、その中でも下記2点は、光ディスクを用いたデータ蓄積基盤を確立するためには早急に解決を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする光ディスクメディアの追記形から再生専用形への拡大</li> <li>・追記形光ディスクの記録品質の信頼性向上とそれによる長期データ保存コストの低減</li> </ul> <p>こうしたことから、最近の我が国の市場における課題やニーズに対応するため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、最近の我が国の市場における課題やニーズを反映したものととなり、光ディスクを用いたデータ蓄積基盤の確立を促進することに寄与する。特に、低消費エネルギーのデータ蓄積基盤の構築によって、増大する一方となっているデータ保存のためのエネルギー消費削減を図ることが可能になる。</p> <p>また、この規格を基に国際規格への展開を図ることによって、データストレージ分野における我が国の国際競争力強化に繋がることも期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の我が国の市場における課題やニーズを反映するために、再生専用形光ディスクの品質判別基準及び長期保存のための運用方法に関する規定を追加する。</li> <li>・同様に、追記形光ディスクの記録品質の信頼性を向上させる機能を前提とした長期保存システム運用に関する規定を追加する。</li> </ul>		無	<p>第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、構造品質)</p> <p>対象事項: 長期データ保存用光ディスク</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ、オ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	関連する生統計等によって、市場におけるニーズが確認できる。	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	35.220.30	4		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	改正	X6936	事務機器—化学物質の放散速度決定方法	Information technology—Office equipment—Determination of chemical emission rates from copiers, printers and multi-function devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、放散試験チャンバの中で消耗品を使用する事務機器が指定された動作をするときに放散する測定対象物質について、その化学物質放散速度を決定する方法を規定したもので、国際規格ISO/IEC 28360を基にしている。 この対応国際規格は、2021年10月に改訂され、揮発性有機化合物(VOC)及びカルボニル化合物の放散速度の決定において、従来の“放散一定モデル”に加え、省エネモード等を想定した“疑似平衡モデル”が新たに追加された。この追加は、規格利用者が機器の仕様などを踏まえて、より適した放散モデルを選択することで、真値に近い放散速度が得られるようにするためのものである。 JISにおいても、最新の対応国際規格との技術的な整合をとるとともに、機器からの化合物の放散速度についてより高精度な測定及び計算を可能として消費者の安全・安心を図るために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 改正によって、機器から放散する化合物に関して最新の対応国際規格と整合した精度の高い測定と放散速度の決定とを可能とし、安全な製品を消費者に提供することができる。また、最新の対応国際規格に整合した試験方法を誤解なく広く周知することができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の記載をISO/IEC 28360:2015からISO/IEC 28360-1:2021に変更。 ・用語及び定義において対応国際規格通り、放散一定モデル、疑似平衡モデル、安定化時間などの項目を追加する。 ・“試験時の試験対象機器の動作”において、VOCの放散速度の計算について従来の放散一定モデルにおける規定に、疑似平衡モデルでの規定を追加し、それぞれのモデルの詳細を附属書C及び附属書Dに記載する。		ISO/IEC 28360-1:2021	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2022年4月			2
JSA	07 情報	改正	X8341-5	高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器	Guidelines for older persons and persons with disabilities—Information and communications equipment, software and services—Part 5: Office equipment	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主に高齢者・障害のある人々などを対象とした、事務機器の情報アクセシビリティを確保・向上するための配慮事項を規定した設計指針で、この規格を基にISO/IEC 10779 (Information technology—Office equipment—Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities)が2008年に制定された。その後、種々の施設及び機器でのアクセシビリティに対する世界的な意識の向上を反映して欧米各国のICTアクセシビリティ基準(米国リハビリテーション法508条、欧州標準 EN 301 549など)が改訂され、これらの状況に対応してISO/IEC 10779も業界の動向などを反映して2020年に改訂された。我が国としても、この規格を改正し、最新の国際規格の規定内容を網羅することで、事務機器での高齢者・障害のある人々などへの配慮設計の質を上げ、より使用者の情報アクセシビリティの向上につなげる必要がある。	【期待効果】 この改正によって国際規格に整合したJISとすることができ、国際的に共通な高齢者・障害のある人々に対して配慮した設計指針を我が国の事務機器業界に普及が図れ、製造業者での企画・開発・設計の一連の開発プロセスの中で配慮すべき事項の指針として、製品品質の向上及び維持に資することができる。さらに、事務機器の使用者への安全・安心の提供をより図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・配慮しなければならない利用者の身体的機能に関する基本的な条件に、“認知障害”を追加する。 ・音声モード開始のための触覚記号(点字など)説明の提供を、設計指針として追加する。 ・事務機器の操作部位の最大高さを現行規格の1370mmから1220mmに変更する。 ・事務機器のディスプレイ及びソフトウェアに対する設計指針として、“WCAG2.0 (Web Content Accessibility Guidelines.)の適用”を追加する。		ISO/IEC 10779:2020 Information technology—Office equipment—Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities	IDT	第2条の該当号: 第1号、第2号(寸法、構造、装備/設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2021年4月				5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z8617-5	ダイアグラム用図記号—第5部:計測及び制御装置	Graphical symbols for diagrams—Part 5: Measurement and control devices	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>JIS Z 8617規格群は、全産業分野のダイアグラム用図記号を網羅することを意図し、対応国際規格であるISO 14617規格群との一致規格として制定されており、JIS Z 8617-3～JIS Z 8617-14において、各装置・機器に応じたダイアグラム用図記号を規定している。これらの規格とは別に、真空装置用の図記号を規定する規格として、JIS Z 8207が制定されており、その一部がJIS Z 8617規格群に取り込まれている。しかし、近年、真空技術は、半導体・電子部品、自動車、化学、機械、光学、材料、建設、食品・バイオ、エネルギー、航空・宇宙など、幅広い産業分野で利用されていることから、JIS Z 8207に規定する図記号をJIS Z 8617規格群の相当するパートに取り込むことで充実を図るとともに、JIS Z 8207を廃止し、一元化することが求められている。</p> <p>なお、現在、ISO 14617規格群については、我が国がプロジェクトリダを務め、改訂作業が進められており、近年使用頻度が高い真空装置の図記号を追加する予定であり、JIS Z 8617規格群とISO 14617規格群との見直しを並行して進めることで、国際整合性も確保される。</p> <p>こうしたことから、計測及び制御装置のダイアグラム用図記号を規定するこの規格(第5部)において、JIS Z 8207に規定する真空計の図記号を追加するための改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、真空装置の生産者と使用者の間で正確な情報の伝達が可能になり、商取引の円滑化や相互理解の促進が期待される。なお、真空装置の生産者として、(一社)日本真空工業会があり、2021年の売上高は約5450億円である。また、真空装置の代表的な使用者として、(一社)半導体製造装置協会があり、半導体製造装置の2021年の売上高は国内で約8000億円、全世界で約10兆円である。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>1) JIS Z 8207 真空装置用図記号で規定されている真空計[隔膜真空計、ブルドン管真空計、熱伝導真空計(ピラニ真空計)、熱陰極電離真空計、分圧真空計など)の図記号の追加。</p> <p>2) 近年、日本国内で使用されている真空計(スピニングロータ真空計、水晶摩擦真空計、エキストラクター真空計、気体質量流量計(マスマフローメータなど)の図記号の追加。</p>		ISO 14617-5:2002	MOD	<p>第2条の該当号: 5(記号)</p> <p>対象事項: 計測及び制御装置のダイアグラム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ウ、オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	基礎的・基盤的な分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年10月	01.080.30	3
JSA	01 基本	改正	Z8617-8	ダイアグラム用図記号—第8部:バルブ及びダンパ	Graphical symbols for diagrams—Part 8: Valves and dampers	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>JIS Z 8617規格群は、全産業分野のダイアグラム用図記号を網羅することを意図し、対応国際規格であるISO 14617規格群との一致規格として制定されており、JIS Z 8617-3～JIS Z 8617-14において、各装置・機器に応じたダイアグラム用図記号を規定している。これらの規格とは別に、真空装置用の図記号を規定する規格として、JIS Z 8207が制定されており、その一部がJIS Z 8617規格群に取り込まれている。しかし、近年、真空技術は、半導体・電子部品、自動車、化学、機械、光学、材料、建設、食品・バイオ、エネルギー、航空・宇宙など、幅広い産業分野で利用されていることから、JIS Z 8207に規定する図記号をJIS Z 8617規格群の相当するパートに取り込むことで充実を図るとともに、JIS Z 8207を廃止し、一元化することが求められている。</p> <p>なお、現在、ISO 14617規格群については、我が国がプロジェクトリダを務め、改訂作業が進められており、近年使用頻度が高い真空装置の図記号を追加する予定であり、JIS Z 8617規格群とISO 14617規格群との見直しを並行して進めることで、国際整合性も確保される。</p> <p>こうしたことから、汎用バルブ、流体機械装置、食品、製薬などに用いるバルブ及びダンパのダイアグラム用図記号を規定するこの規格(第8部)において、JIS Z 8207に規定する真空バルブの図記号を追加するための改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、真空装置の生産者と使用者の間で正確な情報の伝達が可能になり、商取引の円滑化や相互理解の促進が期待される。なお、真空装置の生産者として、(一社)日本真空工業会があり、2021年の売上高は約5450億円である。また、真空装置の代表的な使用者として、(一社)半導体製造装置協会があり、半導体製造装置の2021年の売上高は国内で約8000億円、全世界で約10兆円である。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>1) JIS Z 8207 真空装置用図記号で規定されている2つの真空バルブの(空気圧式アクチュエータ付き双方弁、手動止め弁)図記号の追加。</p> <p>2) 近年、日本国内で使用されている真空装置への気体導入器(マスマフローコントローラ)の図記号の追加。</p>		ISO 14617-8:2002	MOD	<p>第2条の該当号: 5(記号)</p> <p>対象事項: バルブ及びダンパのダイアグラム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ウ、オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	基礎的・基盤的な分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年10月	01.080.30	3

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z8617-9	ダイアグラム用図記号—第9部:ポンプ、コンプレッサ及びファン	Graphical symbols for diagrams—Part 9: Pumps, compressors and fans	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>JIS Z 8617規格群は、全産業分野のダイアグラム用図記号を網羅することを意図し、対応国際規格であるISO14617規格群との一致規格として制定されており、JIS Z 8617-3～JIS Z 8617-14において、各装置・機器に応じたダイアグラム用図記号を規定している。これらの規格とは別に、真空装置用の図記号を規定する規格として、JIS Z 8207が制定されており、その一部がJIS Z 8617規格群に取り込まれている。しかし、近年、真空技術は、半導体・電子部品、自動車、化学、機械、光学、材料、建設、食品・バイオ、エネルギー、航空・宇宙など、幅広い産業分野で利用されていることから、JIS Z 8207に規定する図記号をJIS Z 8617規格群の相当するパートに取り込むことで充実を図るとともに、JIS Z 8207を廃止し、一元化することが求められている。</p> <p>なお、現在、ISO 14617規格群については、我が国がプロジェクトリーダーを務め、改訂作業が進められており、近年使用頻度が高い真空装置の図記号を追加する予定であり、JIS Z 8617規格群とISO 14617規格群との見直しを並行して進めることで、国際整合性も確保される。</p> <p>こうしたことから、主として輸送用のポンプ、コンプレッサ及びファンに用いるダイアグラム用図記号を規定するこの規格(第9部)において、JIS Z 8207に規定する真空ポンプの図記号を追加するための改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、真空装置の生産者と使用者の間で正確な情報の伝達が可能になり、商取引の円滑化や相互理解の促進が期待される。なお、真空装置の生産者として、(一社)日本真空工業会があり、2021年の売上高は約5450億円である。また、真空装置の代表的な使用者として、(一社)半導体製造装置協会があり、半導体製造装置の2021年の売上高は国内で約8000億円、全世界で約10兆円である。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>1) JIS Z 8207 真空装置用図記号で規定されている真空ポンプ(液封真空ポンプ、ドライ真空ポンプ、メカニカルブースター真空ポンプ、ダイヤフラム真空ポンプ、スパッタイオン真空ポンプ、サブリーメーション真空ポンプなど。)の図記号の追加。</p> <p>2) 近年、日本国内で使用されている真空ポンプ(ターボ分子ポンプ、ルーツポンプ、非蒸発ゲッタ真空ポンプなど。)の図記号の追加。</p>		ISO 14617-9:2002	MOD	<p>第2条の該当号: 5(記号)</p> <p>対象事項: ポンプ、コンプレッサ及びファンのダイアグラム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ウ、オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	<p>基礎的・基盤的な分野</p>		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年10月	01.080.30	3
JSA	01 基本	改正	Z8617-12	ダイアグラム用図記号—第12部:分離、清浄及び混合用の装置	Graphical symbols for diagrams—Part 12: Devices for separating, purification and mixing	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>JIS Z 8617規格群は、全産業分野のダイアグラム用図記号を網羅することを意図し、対応国際規格であるISO14617規格群との一致規格として制定されており、JIS Z 8617-3～JIS Z 8617-14において、各装置・機器に応じたダイアグラム用図記号を規定している。これらの規格とは別に、真空装置用の図記号を規定する規格として、JIS Z 8207が制定されており、その一部がJIS Z 8617規格群に取り込まれている。しかし、近年、真空技術は、半導体・電子部品、自動車、化学、機械、光学、材料、建設、食品・バイオ、エネルギー、航空・宇宙など、幅広い産業分野で利用されていることから、JIS Z 8207に規定する図記号をJIS Z 8617規格群の相当するパートに取り込むことで充実を図るとともに、JIS Z 8207を廃止し、一元化することが求められている。</p> <p>なお、現在、ISO 14617規格群については、我が国がプロジェクトリーダーを務め、改訂作業が進められており、近年使用頻度が高い真空装置の図記号を追加する予定であり、JIS Z 8617規格群とISO 14617規格群との見直しを並行して進めることで、国際整合性も確保される。</p> <p>こうしたことから、分離、清浄及び混合用の装置のダイアグラム用図記号を規定するこの規格(第12部)において、JIS Z 8207に規定する同装置に関わる真空機器の図記号を追加するための改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、真空装置の生産者と使用者の間で正確な情報の伝達が可能になり、商取引の円滑化や相互理解の促進が期待される。なお、真空装置の生産者として、(一社)日本真空工業会があり、2021年の売上高は約5450億円である。また、真空装置の代表的な使用者として、(一社)半導体製造装置協会があり、半導体製造装置の2021年の売上高は国内で約8000億円、全世界で約10兆円である。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>1) JIS Z 8207 真空装置用図記号で規定されている分離、清浄及び混合用の装置(バップル、冷却バップル、トラップ、冷却トラップ)の図記号の追加。</p>		ISO 14617-12:2002	MOD	<p>第2条の該当号: 5(記号)</p> <p>対象事項: 分離、清浄及び混合用の装置のダイアグラム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ウ、オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	<p>基礎的・基盤的な分野</p>		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年10月	01.080.30	3

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年11月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z9020-2	管理図—第2部: シューハート管理図	Control charts -- Part 2: Shewhart control charts	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、統計的工程管理の手法としてシューハート管理図の使い方及び理解のための指針を示したもので、ISO 7870-2:2013 Control charts Part 2: Shewhart control chartsを基に2016年に改正された。その後、シューハート管理図を実際に作成するに当たって、管理限界線を計算するための係数の数値表に不具合があるなどの指摘があり、適切な表記とすることが生じている。このような状況から、実態に即して、より正確かつ分かり易い表記にJISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>シューハート管理図は品質マネジメント関連の適合性評価において不可欠な手法である。ISOの内容を、対応JISにおいてより正確にかつ分かりやすく表記することは、品質マネジメントの実践の一環である工程の能力のより正しい把握と評価および改善につながる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シューハート管理図の作成時に利用する管理限界線を計算するための係数の表の値を改める。</li> <li>・シューハート管理図のタイプを説明した簡易条8異常判定ルールを図の表記が附属書Bと整合していないので改める。</li> <li>・その他、誤解の招く可能性がある表現を修正する。</li> </ul>		ISO 7870-2	MOD	<p>第2条の該当号: 4(検査方法)</p> <p>対象事項: 鉱工業品</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア, ウ, エ</p> <p>欠点: い, ずれも該当しない。</p>	1. 基礎的・基盤的な分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年7月	03.120.30	3